

平成25年度

全国劇場・音楽堂等 技術職員研修会2014

テーマ「現場に学ぶ～改修と事故事例～電源の大切さ等」

報告書

目次

実施概要	2
プログラム1 安心して利用できる施設であるための維持修繕・改修とこれからの公共ホールについて	6
プログラム2 劇場における事故事例等からみる傾向と対策	20
プログラム3 改修中のコスモシアター「改修現場と改修後の操作室見学等」	34
プログラム4 技術実習1 電源→音響・照明 ノイズ等と関連性の探究・対応	38
プログラム5 技術実習2 新周波数帯域へ移行する特定ラジオマイク（ワイヤレス）の検証	40
プログラム6 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「指針」が舞台技術に与える影響	44
会場風景、開講式・閉講式	63

全国劇場・音楽堂等技術職員研修会 2014

実施概要

開催要領

1.事業名

「全国劇場・音楽堂等技術職員研修会 2014」（平成25年度文化庁委託事業）

テーマ: 現場に学ぶ～改修と事故事例～電源の大切さ等

2.目的

劇場・音楽堂等の舞台技術を統括管理するために必要な、専門的な知識や技術の習得を図るための研修を行い、よって劇場・音楽堂等の円滑な運営に資する。

3.主催

文化庁、公益社団法人 全国公立文化施設協会

4.協力

一般社団法人 日本舞台音響家協会、公益社団法人 日本照明家協会

5.開催期間

平成26年3月5日（水）～3月7日（金）

6.会場

貝塚市民文化会館（コスモシアター）（大阪府貝塚市畠中1丁目18-1）

7.受講対象者

劇場・音楽堂等の舞台技術管理者及び舞台技術管理責任者または舞台技術担当職員（指定管理者、舞台業務受託者に属する者を含む）、文化行政主管部局の舞台技術担当職員、その他舞台技術関係者、舞台技術に関心のある者等

日程・内容

月 日	時 間	内 容	会 場	
3月5日 (水)	12:00	受 付		
	12:50	開講式 あいさつ： 貝塚副市長 砂川豊和 山形裕久 (技術委員会委員長、貝塚市民文化会館 館長)	中ホール	
	13:00	プログラム1 基調講演 「安心して利用できる施設であるための維持修繕・改修とこれからの公共ホールについて」		
	14:00	講師： 本杉省三 (日本大学理工学部 教授)		
		休憩		
	14:10	プログラム2 劇場における事故事例等からみる傾向と対策	中ホール	
	15:40	講師： 草加叔也 (空間創造研究所 代表)		
		休憩		
	16:00	プログラム3 改修中のコスモシアター「改修現場と改修後の操作室見学等」 講師： 山形裕久 (貝塚市民文化会館 館長)、荻野 龍 (パナソニックESエンジニアリング)	大ホール	
	17:30	庄司 至 (ヒビノ)、児島章一・小野勝司・藤尾佳代 (PAC West)、伊藤孝二 (三精工事サービス)		
18:00	情報交換会	レストラン 雅苑		
19:30				
3月6日 (木)	9:30	受 付		
	10:00	プログラム4 技術実習1 電源→音響・照明 ノイズ等と関連性の探究・対応	中ホール	
	12:30	講師： 松 本 泰 (TOA) 進行： 前川幸豊 (一般社団法人 日本音響家協会 西日本支部)		
		休憩		
13:30	プログラム5 技術実習2 新周波数帯域へ移行する特定ラジオマイク (ワイヤレス) の検証 ～各メーカーの新周波数対応機器のプレゼンテーションと試聴テスト～	中ホール		
18:00	進行： 渡邊邦男、加藤 明 (一般社団法人 日本舞台音響家協会)			
3月7日 (金)	9:30	受 付		
	10:00	プログラム6 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「指針」が舞台技術に与える影響	中ホール	
	11:20	講師： 片山泰輔 (静岡文化芸術大学 教授)		
	11:30	閉講式 松本辰明 (公益社団法人 全国公立文化施設協会 専務理事兼事務局長)	中ホール	
	12:00	解 散		

全国劇場・音楽堂等技術職員研修会 2014

プログラム内容

安心して利用できる施設であるための維持修繕・改修と これからの公共ホールについて

概要（講師による説明）

ホール空間には、色々な矛盾が輻輳しています。オペラや演劇は客席と区画された舞台を求めようとしませんが、クラシック音楽はそれらが連続的な一室空間を望みます。照明が舞台に向かおうとするのに対して、音響は観客へ届けるものです。演出は効果を求めますが、そのために役者や技術が危険にさらされることにもなります。そうした、相反する状況を調和させるところに知恵とお金を掛けなければなりません。東日本大震災は、甚大な被害をもたらしました。震源から遠いホール施設でも、客席天井の脱落、内外壁の剥離・落下、設備ダクト・給排水管の破損、カウンターウエイトレールのはずれなど多くの被害が報告されています。一方、避難所となったり帰宅困難者の受け入れを行った施設からは、各種の大小室がある、比較的寒くないなど、また文化的な支援もあり、地域の人々・通り掛りの人たちから好感を持って受け入れられたという声を多く聞くことができました。これらを通して、私たちに多くの教訓を与えてくれたように思います。

本年4月からは高い天井/客席天井に関する法改正が施行されます。現状のままではいられません。それを受け、より安心して市民に各種サービスを提供できる、また管理運営者も安全に働ける場であるために、どのような改善が必要であるのかを考え実行しなければなりません。また、縮小社会における公共施設の今後については、不安定な要素が目立ちます。既存不適格、老朽化、機能劣化、維持修繕費の増大などです。こうした状況を受けながら、それでも文化的な生活を保障し、施設を中長期的にわたって維持して行くためにどのようなことが求められるのか、それについて考えたいと思います。

講師



本杉省三（日本大学理工学部教授・工学博士）

日本大学大学院修了、同大学助手、文化庁文化部非常勤職員(第二国立劇場担当)、ベルリン自由大学演劇研究所(DAAD奨学生)、ベルリン・ドイツオペラ及びシャウピューネ劇場技術部研修員等を経て現職。設計・計画協力に関わった主な劇場:東急Bunkamura、新国立劇場、愛知芸術文化センター、つくばカピオ、新潟市民芸術文化会館、なら100年会館、静岡コンベンションアーツセンター、大社文化プレイス、ビッグハート出雲、KunstlinieAlmere、まつもと市民芸術館、台中メトロポリタンオペラ、上田市交流文化芸術センター・市立美術館。主な著書(編共著):「劇場・コンサートホール」、「地域に生きる劇場」、「音楽空間への誘い」

安心して利用できる施設であるための維持修繕・改修と
これからの公共ホールについて

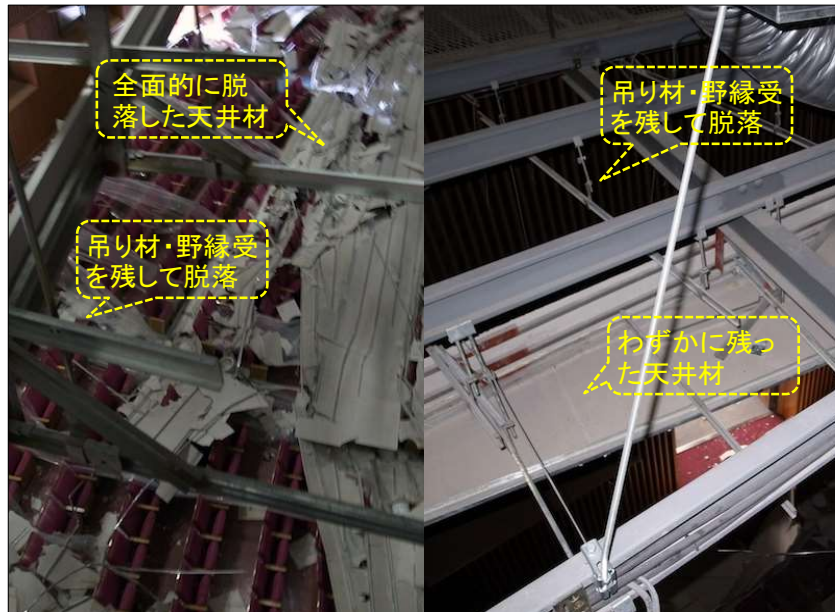
- (1) 劇場における対立要素と責任
- (2) 文化施設における震災被害と対応
- (3) 地震による天井材脱落と法改正
- (4) 施設維持管理と修繕
- (5) 縮小社会における文化施設

被災調査: ①2012/13全国: 東京都市大勝又研と
②2011/12関東以北: 仙台高専坂口研と
改修調査: ③2008~10: 科研/勝又研と

2014年3月5日

本杉省三 (日本大学理工学部)

motosugi@arch.cst.nihon-u.ac.jp



被害調査概要

(1) 建築関係

外壁及び内壁(タイル・RC・中空コンクリートブロック): ひび割れ・はく離・落下
客席天井: 吊部材の脱落・溶接部分のはく離
天井仕上げ材: 落下
乾式壁: 脱落・落下
床: 亀裂

(2) 外構関係

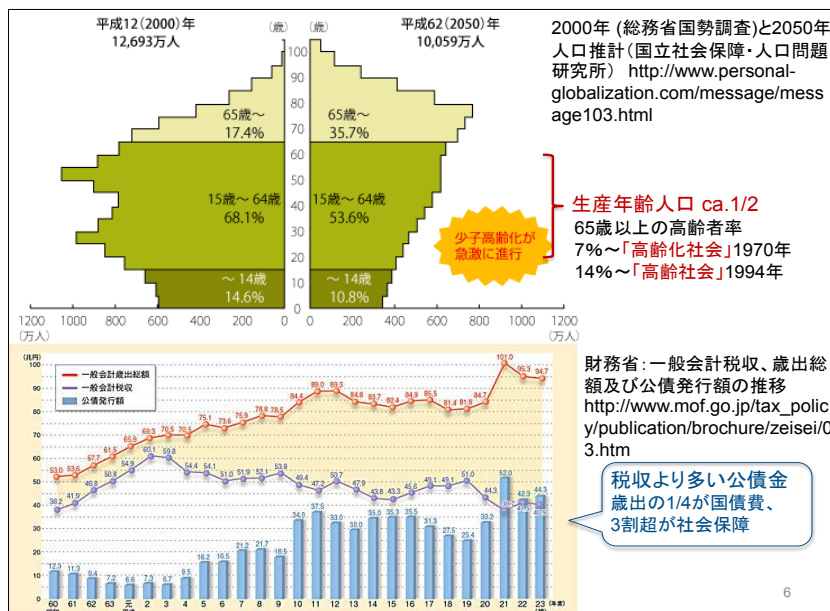
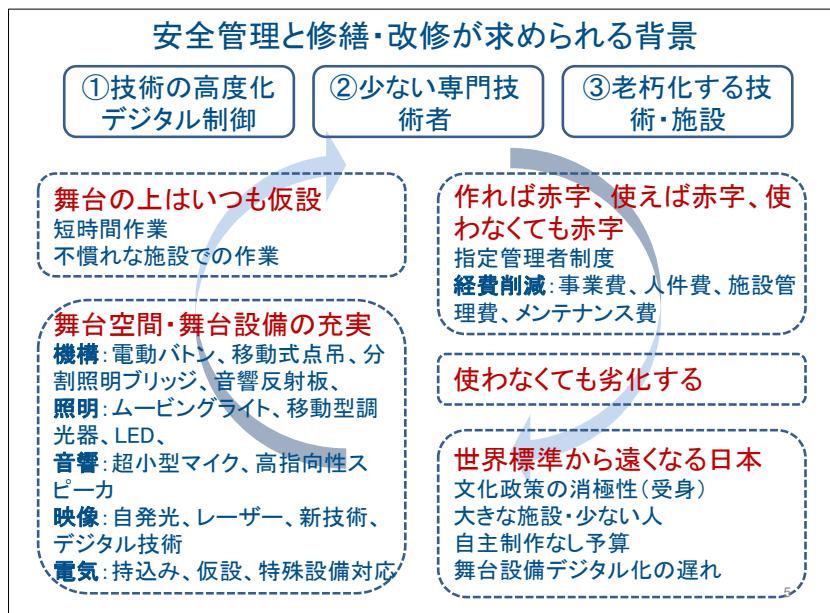
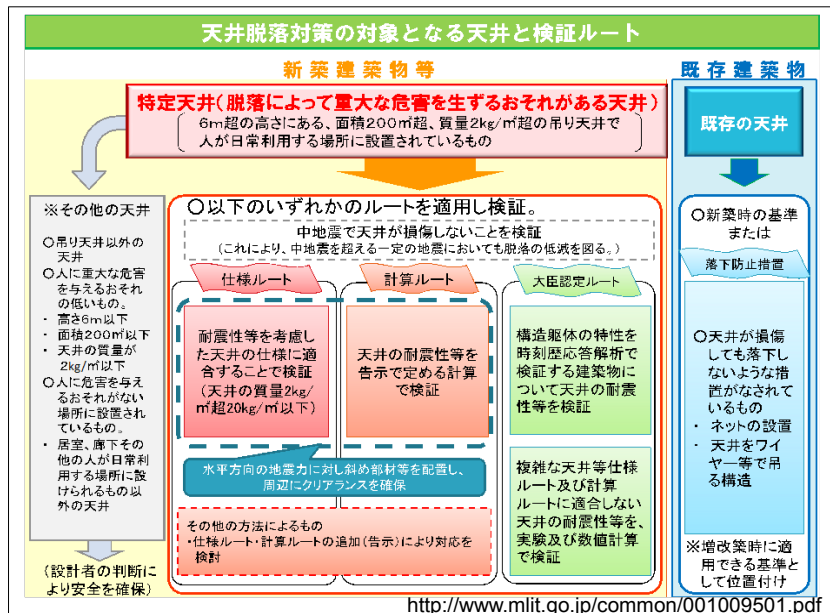
建物外周部: 地盤沈下
舗装部分: ひび割れ

(3) 建築設備関係

冷温水配管: 漏水
ダクト: 損傷、脱落
屋上高架水槽: 破損
給排水管: 破損・漏水・断水
スプリンクラー: ヘッド破損による誤作動、配管からの漏水
照明器具: 落下・損傷

(4) 舞台設備関係

吊物用CW(電動・手動)シュー: レールからハズレ
吊物用CW: 脱落
客席用スピーカー: 取付け金具のハズレ
映写機: アンカーボルトの抜け



建物の所有者・管理者の責任:

故意・過失を問わない

民法第717条(賠償責任) 土地の工作物の設置又は保存に**瑕疵**があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の**占有者**は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに**必要な注意**をしたときは、**所有者**がその損害を賠償しなければならない。

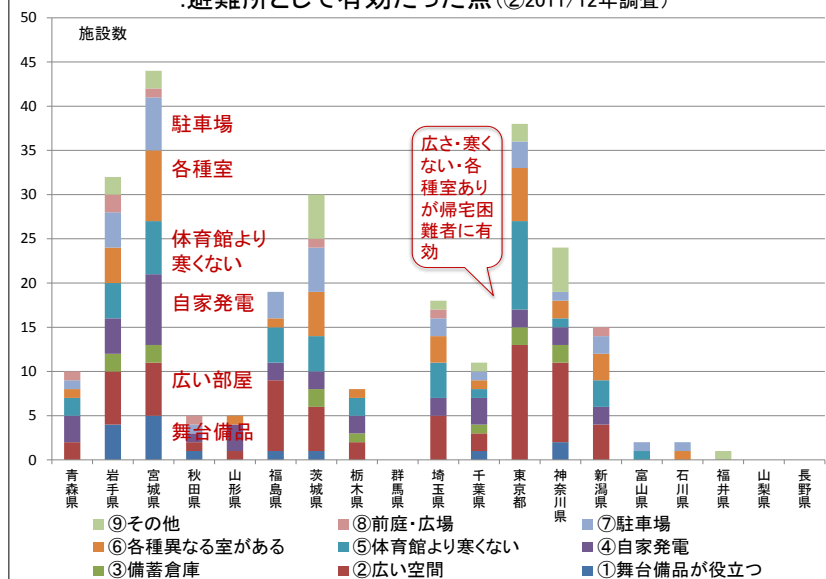
立証責任は占有者にある

建築基準法第8条(維持保全) 建築物の**所有者、管理者又は占有者**は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を**常時適法な状態に維持する**ように努めなければならない。

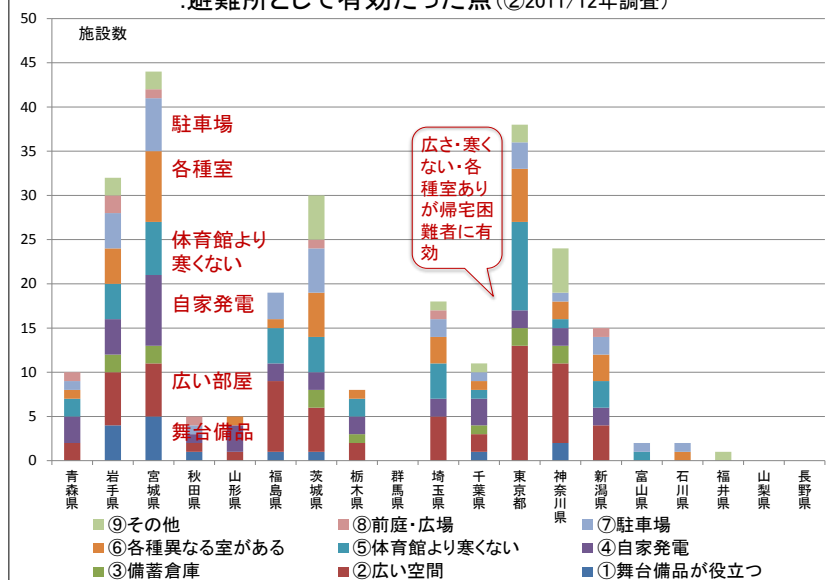
2 第十二条第一項に規定する建築物の**所有者又は管理者**は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の**維持保全に関する準則又は計画を作成し**、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、**国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。**

7

.避難所として有効だった点(②2011/12年調査)

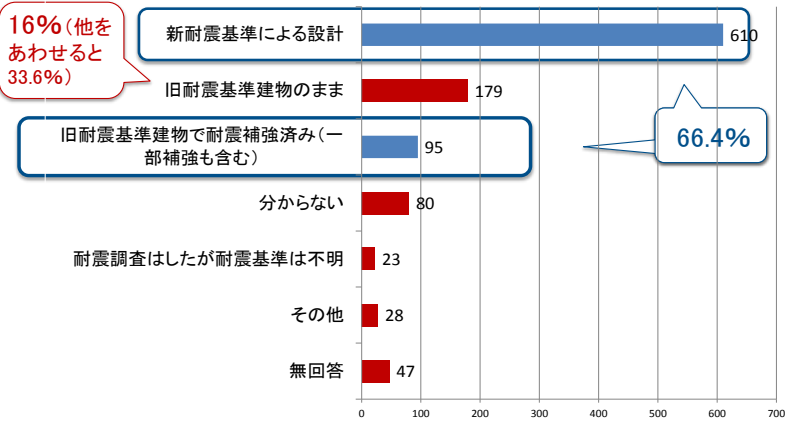


.避難所として有効だった点(②2011/12年調査)



耐震性能

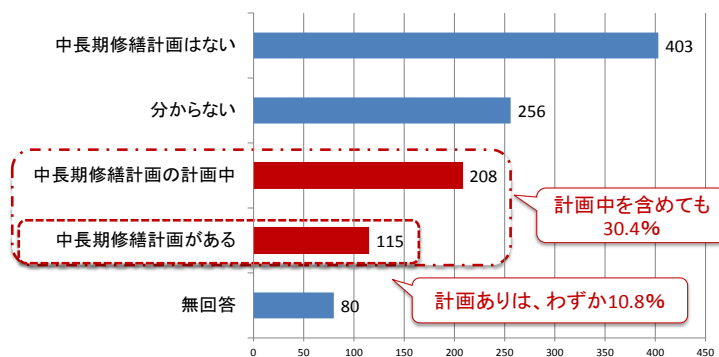
(①2012/13調査 母数1062館)



10

中長期修繕計画における大規模修繕の状況

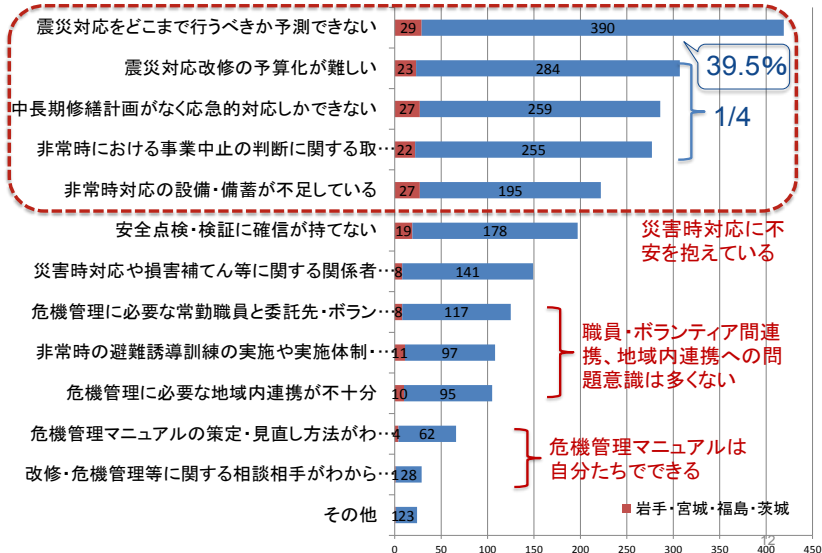
(①2012/13調査 母数1062館)



11

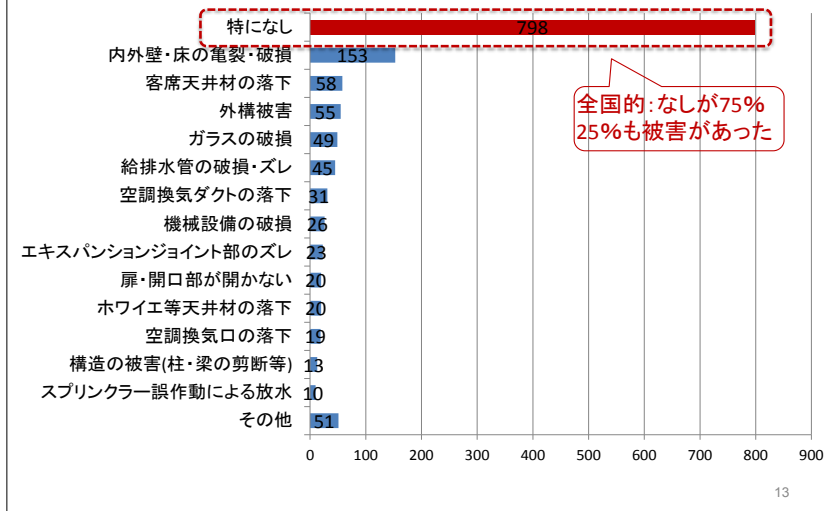
震災対応として困っていること

(①2012/13調査 母数1062館)



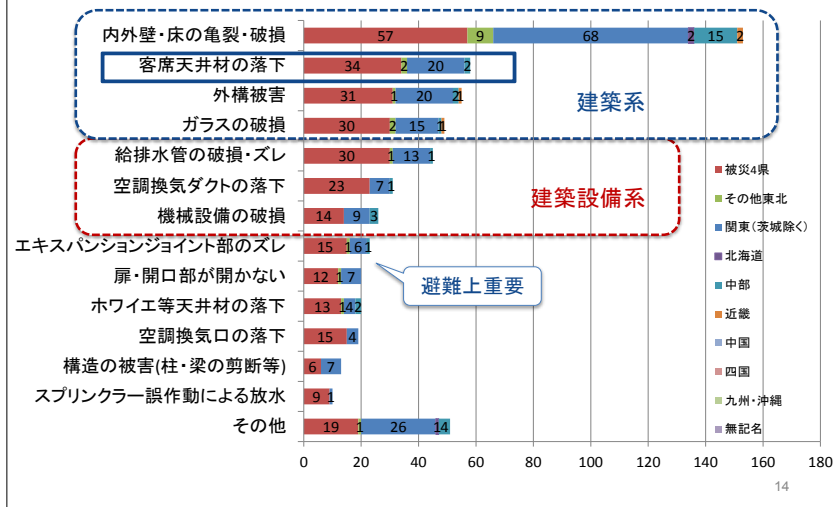
建物・設備の被害状況

(①2012/13調査 1062館中(複数回答可))



建物・設備の被害状況(「特になし」除外)

(①2012/13調査 複数回答可)



震災改修時に困ったこと

- 補助金申請書類は膨大、期間に間に合わせるため、推測の中で調査・設計を行わねばならず、実態に合わない(最終的な工事額が増えても超過分申請が認められず、独自財源で補うしかない)
- 震災後、電源を入れられず、施設点検も舞台設備点検もできなかった
- 電気が付けられず、天井材が覆っている状況で座席の被害規模を把握することはできない
- 設計会社による状況把握調査にも足場が必要、施工会社による天井等の解体と同時進行にならざるを得ない
- 客席天井改修など足場を組んで初めて発覚する被害もある
- このような状況の中で正確な被害把握は難しく、工事費・工期に影響が出る

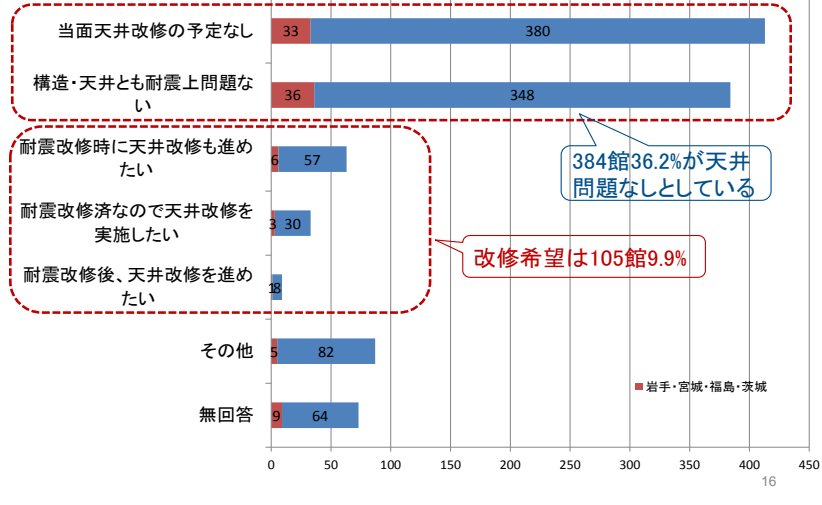
今後の安全管理について留意すべきこと

- 経年劣化に対する計画的修繕・改修が安全管理につながる(35館で最も多い)
- 吊物機構や内外壁、ガラスなどの改修の必要性を感じている
- 客席天井材の脱落対策への意識がある一方、無関心も多く存在している
- 震災対策の法的基準・根拠が必要だと考えている(国等からの補助金に期待)
- 施設設置者と指定管理者間の修繕・改修計画や安全対策についての意識の違いを懸念している(情報共有・報告を繰り返しを行い状況・要望を伝えることが必要)

今後の修繕改修計画及び客席天井改修

(①2012/13調査 母数1062館)

797館75.0%が客席天井問題を意識していない



計画上考慮すべき主な事柄

建築的対応

単純な日常動線・避難動線、安全な避難経路の確保、広域避難場所への地図表示
点検が容易で、劣化や異常を早期に確認できる構造・仕組み(キャットワーク)
修繕・補修のしやすい構造・仕上げ、部材コストや調達容易さ
非常時の支援物資を受入れるスペース
転落・転倒防止

設備的対応

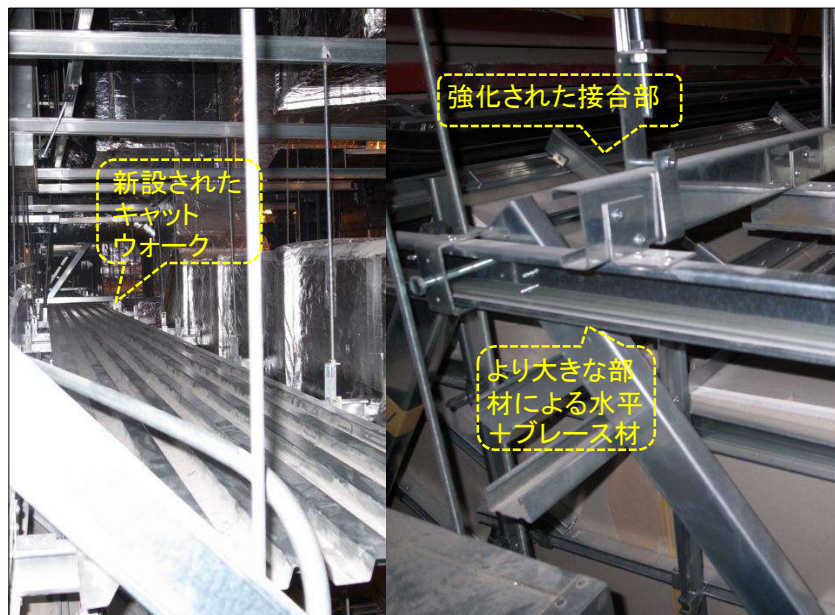
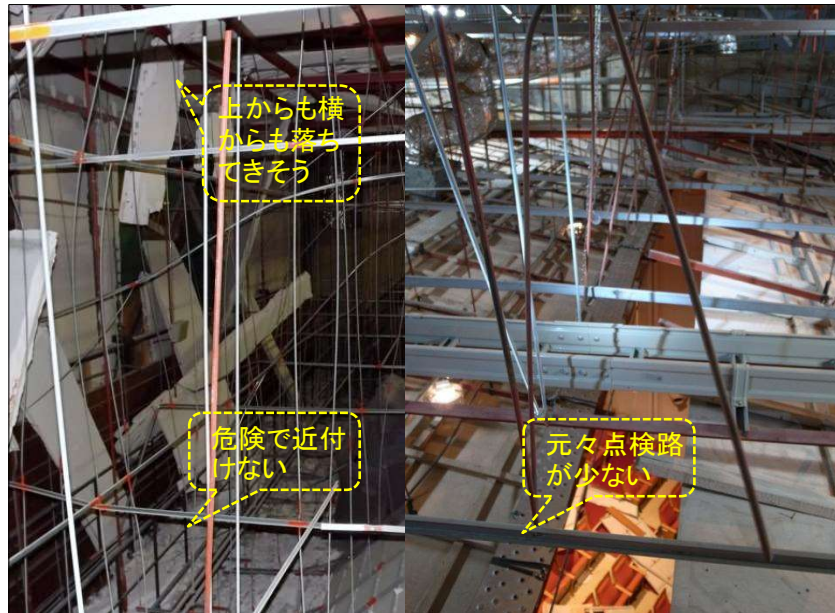
衛星通信電話
停電、断水に対応できるトイレ設備
毛布・水・非常食・医薬品等の備蓄
非常用発電装置・可搬型発電機の設置(燃料の多様化/電気・ガスなど)
水没しない電気室
雨水利用による中水道(減菌装置付)
新エネルギーの導入(太陽光発電、小型風力発電等)
ホール技術職員でも安全に点検やメンテナンスできる舞台設備

人的対応

日常の安全確認・点検
緊急時における職員の連絡法の取り決め(携帯等が使用不可、職員自身が被災等)
観客がいる状態からの避難訓練、避難誘導先の確保
指定管理における協定上の取り決め・確認(業務範囲・責任区分等)
帰宅困難者受け入れ可否条件の明確化
貸館及び主催事業利用中止等対応判断の事前申し合わせの締結

17

	被災4県	全国
建築系 震災復旧として取組んだ修繕改修工事箇所	「客席天井改修・補強」が最も多く、54館。上位3項目までは建築系一般設備系では「空調排気ダクト落下防止」が多い	被災4県とほぼ同じ順位で、関東地方の修繕改修工事が多い
建築系 震災対策等として取組んだ修繕改修工事箇所	「客席天井改修・補強」が最も多く次に「照明器具更新・落下防止」が多い	「客席天井改修・補強」が最も多い。九州地方まで広く対策されているが数は少ない。
舞台設備系 震災復旧として取組んだ修繕改修工事箇所	「CWガイドレール及びシュー修繕改修」「音響反射板改修」「スピーカー取付補強・更新」が多い。	「CWガイドレール及びシュー修繕改修」「音響反射板改修」「バトン及びブリッジ修繕」も比較的多い。
舞台設備系 震災対策等として取組んだ修繕改修工事箇所	「機器固定・転倒防止」「スピーカー取付補強・更新」が多い 比較的簡易な対策であり、震災復旧として取組んだ修繕改修工事箇所上位である「CWガイドレール及びシュー修繕改修」「音響反射板改修」の工事件数が少ない。	「機器固定・転倒防止」が最も多く19館
客席天井改修	「当面天井改修の予定なし」が最も多く413館で1062館中の39% 天井改修の予算化「必要なし」が最も多く、440館で1062館中の41%、次に「予算化の見込みなし」が273館で、全体の26%	
国土交通省の試案	「知らない」が662館で、1062館中の62%	
客席天井改修を計画・検討	「国土交通省の指針を待って計画する予定」が最も多く、中の施設における実施時期 65館で計画・検討中の施設239館中の28%	



安全上重要である天井および天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件

2013年8月告示、2014年4月施行

新告示のポイント

- (1) 「特定天井」: 200㎡超かつ高さ6m超の天井 → **構造耐力上安全であることを確認することが法令化**
- (2) 既存建築物の「特定天井」部位
→ **既存不適格建築物扱い**
- (3) 既存不適格建築物扱い = 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」特定建築物
→ **用途・規模※1に応じて耐震改修工事の努力義務(耐震診断義務や落下防止措置等)**
- (4) 「特に早急に改善すべき建築物」※2に該当した場合
→ **天井脱落対策の改修工事※3を行政指導される可能性あり**
- (5) 新告示: 2013年8月公布、2014年4月より施行
→ **確認申請時の審査事項※4**

※1: 「幼稚園、保育所等の用途で2階かつ延床面積500㎡以上のもの」、「小学校等、老人福祉施設等の用途で2階かつ延床面積1,000㎡以上のもの」、「小学校等以外の学校・病院・劇場・集会場・展示場、百貨店、ホテル、プール、事務所等の用途で3階かつ延床面積1,000㎡以上のもの」、「体育館用途で延床面積1,000㎡以上のもの」

※2: 災害応急対策拠点、避難場所指定の体育館等、固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場等(2012年7月国土交通省資料より。現時点では想定)

※3: ネット、ワイヤーまたはロープ等による天井の落下防止措置

※4: 該当しない部位においても設計者の判断により安全性を確保する旨、国土交通省の改正方針として資料に示されています。

2.耐震改修促進法の改正の概要

(1)建築物の耐震化の促進のための規制強化

○耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等
→2015年末まで

②地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

③都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

→地方公共団体が指定する期限まで

○全ての建築物の耐震化の促進

マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設。

(現行制度)

耐震診断結果に基づく耐震改修の促進

(耐震改修の指示→従わない場合にはその旨の公表)



倒壊等の危険性が高い場合→建築基準法による改修命令等

22



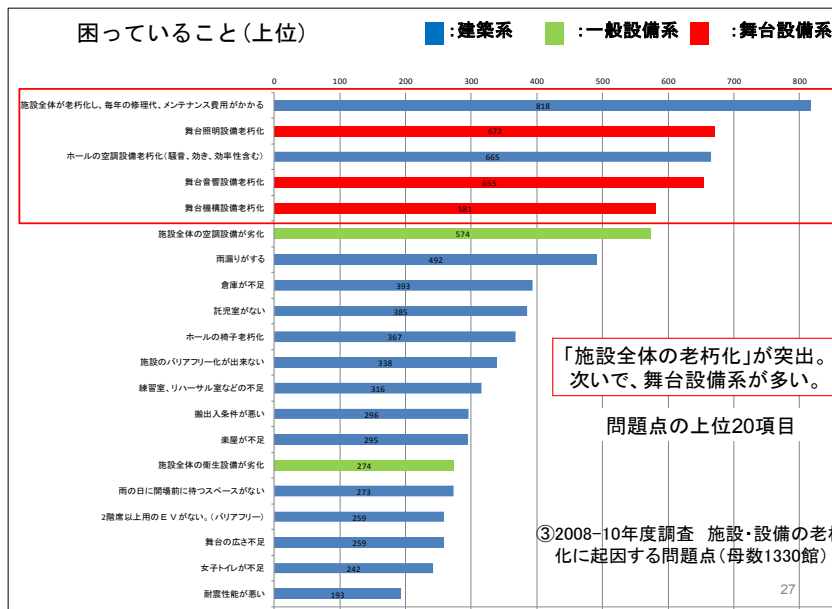
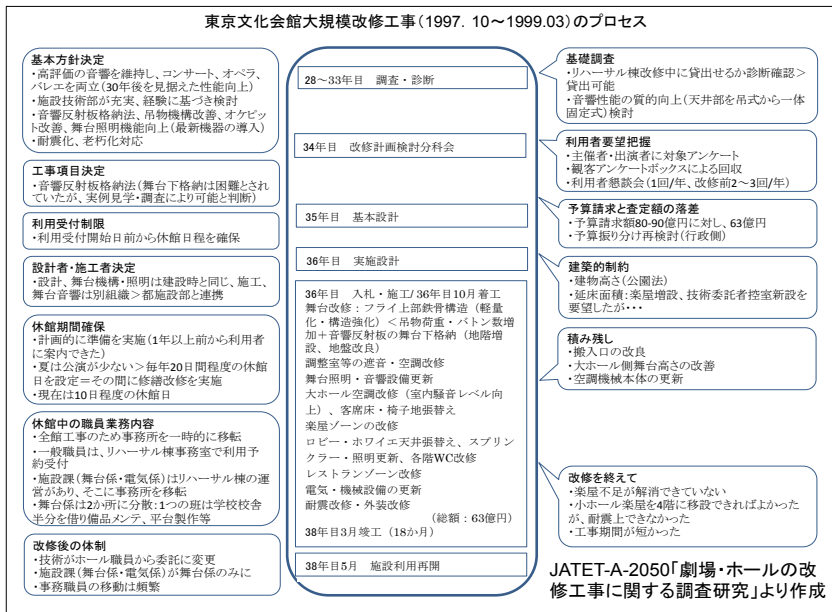
劣化等の確認方法と対処方法の整理		
方式	劣化等の確認方法	対処方法
危機管理方式	定期点検・日常点検における異常の有無、更新予定時期。	耐用年数等を考慮して、定期修繕・更新を原則。止むを得ない場合、整備時期判定を行い危機管理的に修繕・更新。
対症療法方式	定期点検・日常点検における劣化等の兆候とその程度(兆候が見られた場合、追跡調査等も必要)。	劣化が進行・拡大し深刻な状況になる以前に、その兆候に対して適切な補修等を早めに行う対症療法的な措置。
適宜措置方式	定期点検・日常点検・日常的な施設の使用における劣化、機能停止等。	劣化・機能停止等を発見次第、適宜、修繕・更新等を実施。

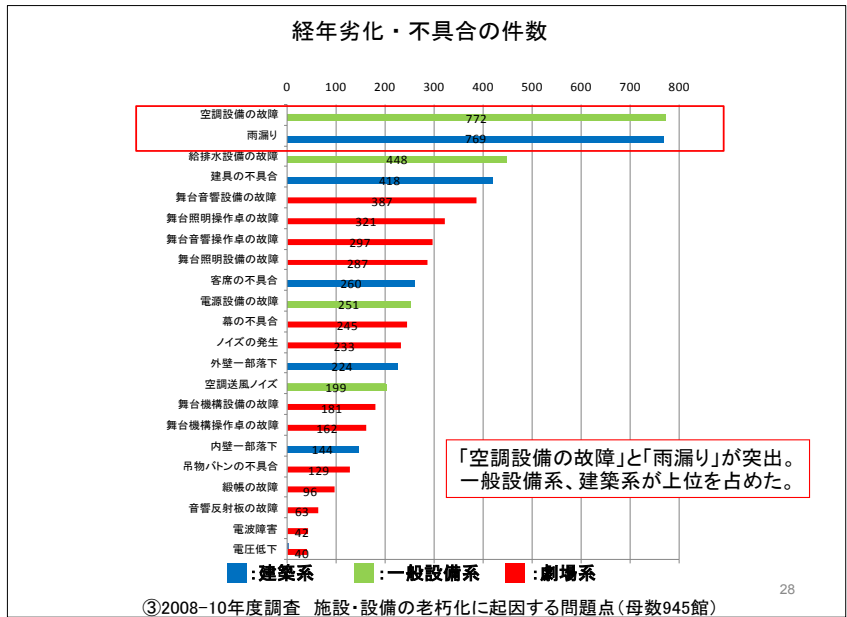
<http://www.nilim.go.jp/lab/ieg/syuzenmanyuaru.pdf>より作成

	対象部位	保全タイプ (予防保全/事後保全)			公共建築物における長寿命化対象部位
		予防すべき	予防望ましい	後でも可	
建築	屋根	○			優先部位選定の評価要因 ↓ 修繕・更新時期が近づいた部位・設備等について、点検を注意深く行い優先度を判定
	外部仕上げ	○			
	外部建具		○	△	
電気設備	受変電	○	△		予兆が発見しにくく、劣化・機能停止等により直ちに機能を失い、建物全体に重大な被害が発生し、市民利用に大きな損出となるもの
	発電・静止型電源 (非常用電源)	○	△		
	中央監視	○	△		
	通信・情報		○	△	
	通信・情報(防災)		○	△	
	避雷・屋外		○	△	
機械設備	空調	○	△		経年劣化が進んでも、機能上や安全上に影響がかなり少ない部位・部材
	換気		○	△	
	排煙		○	△	
	給排水衛生	○	△		
	消火	○	△		
	昇降機	○	△		

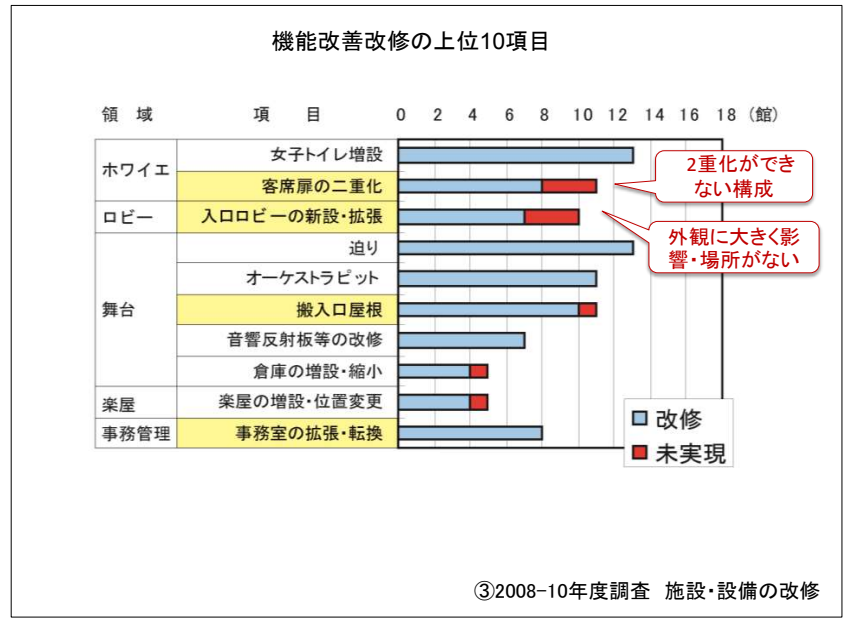
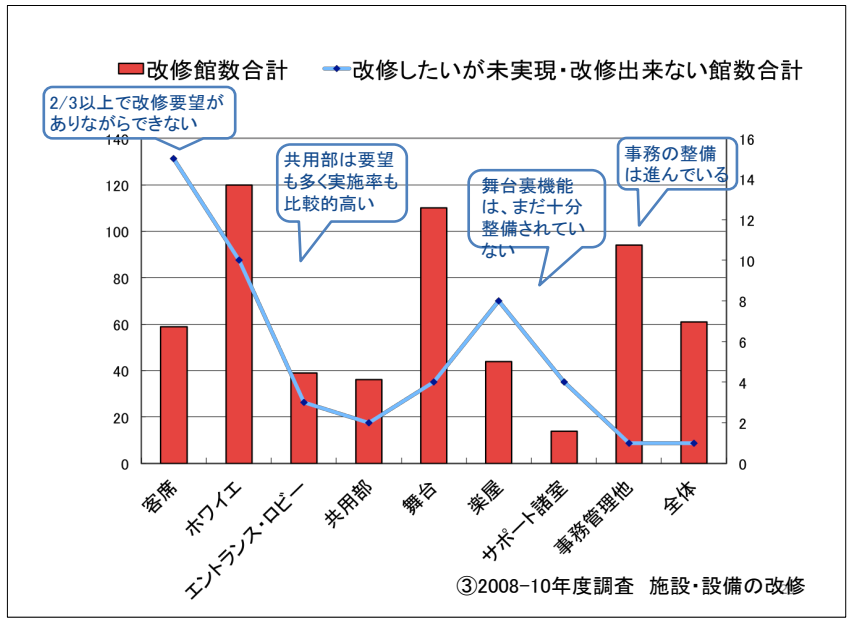
記載対象工事または軽工事

http://www.city.kawasaki.jp/230/cmsfiles/contents/0000044/44018/24_01_siryoushi.pdfより作成

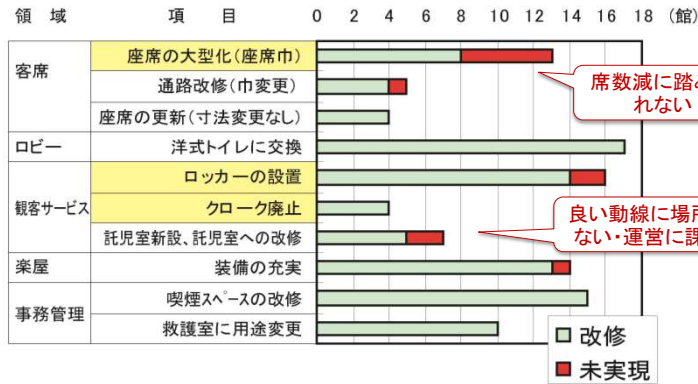




28



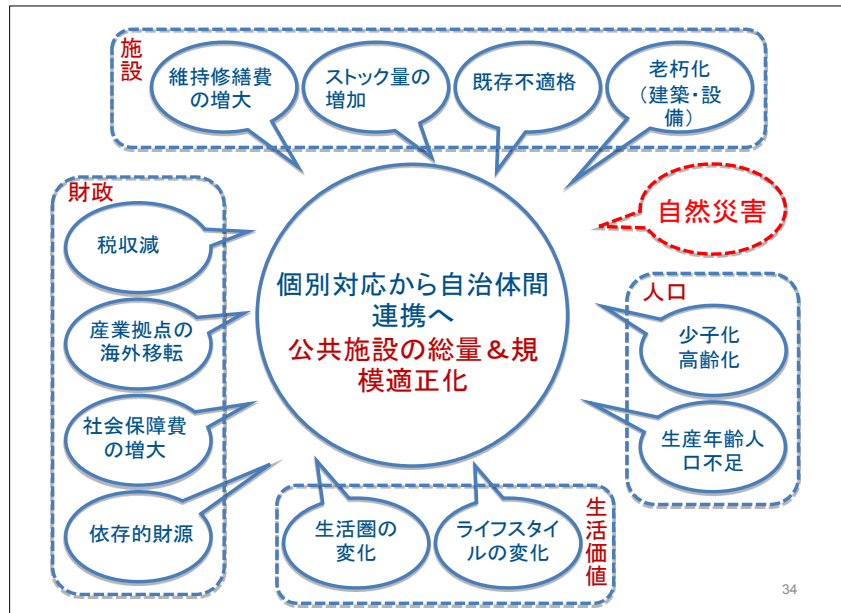
快適性向上改善の上位10項目



修繕・改修の基準と拠り所		
耐震性	竣工年・耐震補強	新耐震(1981年)以前か、耐震性能向上を図っているか
	Is値(耐震指標)	耐震性能を有しているか(文科省: Is ≥ 0.7、国交省: ≥ 0.6)
	耐震天井改修	基準法施行令改訂に準拠した安全性を有しているか
バリアフリー性	アプローチ・出入口・廊下・階段・斜路WC、EV	バリアフリー法の基準を満たしているか
	消防設備	消防法第17条消防用設備等点検報告における問題の有無
防災性	避難	避難経路の安全性能、避難経路はバリアフリーか
	防災	河川氾濫・津波・土砂崩れ等自然災害への備え
	建築物・部位	建築基準法第12条に基づく定期報告制度(建築物)による
劣化度	機械設備	同上法・定期報告制度(設備)による、水道法、労働安全衛生法等による点検時の機械設備の劣化状況
	電気設備	電気事業法第42条の保安規定(点検)における劣化状況
持続性	環境配慮対応	省エネ・省資源の取組みを行っているか
コスト	維持管理費	面積当たりの維持管理費の水準
	光熱費	面積当たりの光熱費の水準

改修の背景

- ①機能的要求<保守点検リスト <メンテナンスシート <専門家調査
(時間と共に質・機能が低下する=経年劣化)
(機能不全の改善)(室不足の改善)(室性能の改善)
- ②社会的要求<管理者調査 <利用者・出演者・観客アンケート&ヒアリング
(交換部品がなくなる)(技術・機器が進歩し、現有物と適合しない)
(体格大型化による客席更新=快適性向上)
(バリアフリー化)(託児等サービス多様化)
- ③安全上の要求<耐震診断等専門家調査
(地震・津波・豪雨・竜巻対応)(安全避難の確保)
(事故防止=観客/舞台エリア)
- ④働く人の健康・安全管理<管理者調査
(重量物上げ下ろし作業の軽減)(高所・暗所作業危険の回避)
(感電危険性の回避)
- ⑤経済的要求=ランニングコスト削減<管理者調査
(使用できるが、維持管理にお金がかかる)
- ⑤新技術導入<管理者調査
(新しい技術・設備を導入することで利用者拡大を図る)
- ⑥今後の見通し<財源・利用見通し <公共建築マネジメント研究
(改修による効果)



問題意識の改革が求められている

社会資産としての文化施設:

①施設設備の老朽化 ②施設機能の劣化 ③地震対策・対応の脆弱さ 等における問題などを抱える中で、文化施設を社会資産としてどのように活用していくのか？

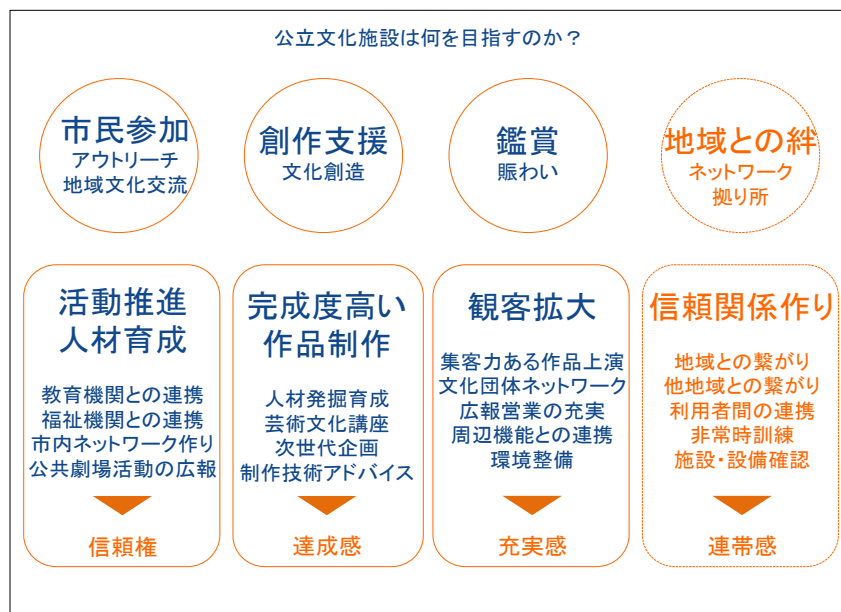
地域施設としてのあり方:

④産業構造の変化 ⑤少子高齢化社会 ⑥行政基盤の変化等社会構造の劇的变化で公共施設に何が求められるのか？どのようなサービスが求められているのか？

施設の維持・修繕・改修の方向性:

公共施設の再編が求められる中、体系的な施設改修の手法が整っていない中で、どのように考えるべきか？各部位の改修周期性は？





本資料の内、調査データに基づく資料は、下記調査結果に基づき作成しています。番号①②③はスライド中に記されたものに一致しています。

①劇場・ホールにおける震災対応に関する調査

調査期間：2012年12月～2013年2月、調査対象: 全国都道府県の2247施設（回収 1062施設）

（公社）劇場演出空間技術協会（本杉省三/日本大学、勝又英明/東京都市大学）、（社）全国公立文化施設協会が共同で実施

②東日本大震災による劇場・ホール被害に関する調査

調査期間：2011年10月～12月、調査対象: 東日本都県の855施設（回収460施設）

（公社）劇場演出空間技術協会（本杉省三/日本大学）、（社）日本建築学会建築計画委員会文化施設小委員会（坂口大洋/仙台高等専門学校）、（社）全国公立文化施設協会が共同で実施

③都道府県立ホール・公共ホールの

改修状況の実態調査

調査期間：2008-10年度

科研（代表：清水裕之）勝又英明/武蔵工大、本杉省三/日本大学 による実地及びアンケート調査

劇場における事故事例等からみる傾向と対策

概要（講師による説明）

全国公立文化施設協会では、平成13年度、18年度に全国公立文化施設協会の会員館で発生をした人身及び物損などの事故調査を実施してきました。この度、平成18年度から5年が経過したことから、本年度改めて同様の調査を実施し、その結果を取りまとめる予定にしています。この取りまとめに先立ち、調査結果の傾向を速報値としてご紹介させていただきます。

劇場、音楽堂等は、その事業の内容や活動、施設の特異性、上演条件などだけではなく、そもそも不特定多数の客観が集まる施設であることから、観客自らの不注意で事故が発生することも考えられることから、人身及び物損の事故件数がやや高くなることも想定されます。そのため事故ゼロを掲げることは、必ずしも容易ではありませんが、その発生件数や損害の程度について、低減化や軽減化に努めていく必要があります。

本調査の結果が全国の劇場、音楽堂等における事故の低減化、軽減化に有効な情報が提供できればと考えます。

【調査概要】

支部名	北海道	東北	関東 甲信越静	東海・北陸	近畿	中四国	九州	合計
調査回答施設	26	23	391	83	85	108	144	860
事故発生件数	8	10	13	43	28	38	48	188

講師



草加叔也（空間創造研究所 代表）

1957年、岡山県倉敷市生まれ。劇場・ホールなど演出空間を中心に基本構想から施設計画、そして管理運営計画（指定管理者選定支援業務を含む）など劇場コンサルタントとして「銀座セゾン劇場」「広島市民文化創造センター」「森下スタジオ」「福岡シティ劇場」「富山市芸術文化ホール」「新潟市民芸術文化会館」「長久手町文化の家」「可見市文化創造センター」「足立区シアター1010」「国立劇場おきなわ」「武豊町民会館」「高松市文化芸術ホール」「兵庫県立芸術文化センター」「ミューザ川崎シンフォニーホール」「芸能花伝舎」など各地の劇場施設づくりに関わるとともに、ピーター・ブルック、レフ・ドージン、ユリー・リビュー・モフ、ピナ・バウシュ、アリアーヌ・ムニューシュキンなどによる演出作品の日本公演で技術監督として直接上演活動に携わる。1989年には芸術家在外研修員として渡英。現在、劇場コンサルタント/空間創造研究所代表として活動。その他には、公益社団法人 全国公立文化施設協会アドバイザーなどを務める。

地区別回答数

支部名	都道府県	回答 施設数	施設数 (※1)	回答率	人身に関する事故			人身に 関する事故 合計	施設・設備に関する事故							施設・設備 に関する 事故合計	事故数 合計	施設数 (※1)にお ける事故 発生件数率									
					a-1	a-2	a-3		b-1	b-2	b-3	b-4	b-5	b-6	b-7			事故数 合計	施設数 (※1)にお ける事故 発生件数率								
					転落・落下	作業・操 作中の 事故	施設設備に 関する 傷害		施設・設 備の破損	施設・設 備の損傷	設備等 の落下	設備等 の動作 不良	スプリンク ラーの放 水事故	持込機 器材によ る事故	その他												
北海道	北海道	26	26	115	115	23%	23%	2			3	3	1	2					1	5	5	8	8	7%	7%		
東北	青森	1	27	4%																		4	10	13%	5%		
	岩手	6	32	19%																		1	10	2%			
	宮城	5	46	11%																		1	10	2%			
	秋田	3	27	11%																		2	10	7%			
	山形	4	29	14%																		1	10	3%			
関東 甲信越 静岡	福島	4	38	11%																		2	13	3%			
	茨城	31	43	72%																		1	13	5%			
	栃木	28	33	85%																		1	13	5%			
	群馬	24	46	52%																		1	13	5%			
	埼玉	51	80	64%																		1	13	5%			
	千葉	35	59	59%																		1	13	5%			
	東京	67	114	66%	63%	59%	59%	3				3	6	1			2					3	7	6	13	5%	2%
	神奈川	54	106	51%																		1	7	15%			
	新潟	29	46	63%																		2	7	15%			
	山梨	18	26	69%																		1	7	15%			
東海・ 北陸	長野	22	53	42%																		1	7	15%			
	静岡	32	57	56%																		1	7	15%			
	富山	6	38	16%																		1	7	15%			
	石川	5	32	16%																		1	7	15%			
	福井	8	35	23%																		1	7	15%			
	岐阜	31	86	36%																		1	7	15%			
	岐阜	18	58	31%																		1	7	15%			
	三重	15	42	36%																		1	7	15%			
	滋賀	9	48	19%																		1	7	15%			
	近畿	京都	14	41	34%																		1	7	15%		
大阪		16	70	23%																		1	7	15%			
兵庫		29	100	29%																		1	7	15%			
奈良		10	44	23%																		1	7	15%			
和歌山		7	22	32%																		1	7	15%			
中四国	鳥取	5	16	31%																		1	7	15%			
	島根	10	39	26%																		1	7	15%			
	岡山	22	53	42%																		1	7	15%			
	広島	23	49	47%																		1	7	15%			
	山口	14	45	31%																		1	7	15%			
	徳島	5	14	36%																		1	7	15%			
	香川	12	19	63%																		1	7	15%			
	愛媛	9	24	38%																		1	7	15%			
	高知	8	27	30%																		1	7	15%			
	九州	福岡	37	71	52%																		1	7	15%		
佐賀		13	31	42%																		1	7	15%			
長崎		19	35	54%																		1	7	15%			
熊本		22	38	58%																		1	7	15%			
大分		11	33	33%																		1	7	15%			
宮崎		6	28	21%																		1	7	15%			
鹿児島		22	55	40%																		1	7	15%			
沖縄		14	22	64%																		1	7	15%			
合計			860	2192	39%	25	14	18	53	19	9	29	6	15	131	188	9%										

(※1)平成25年度 全国公立文化施設名簿より

© 空間創造研究所

年度別事故発生件数

年度	人身に関する事故			施設・設備に関する事故							合計 (件)
	a-1 転落・落下	a-2 作業・操 作中の 事故	a-3 施設設備に 関する 傷害	b-1 施設・設 備の破損	b-2 施設・設 備の損傷	b-3 設備等 の落下	b-4 設備等 の動作 不良	b-5 スプリンク ラーの放 水事故	b-6 持込機 器材によ る 事故	b-7 その他	
平成18年		1					1				2
平成19年	1	2	1	3	1		2			2	12
平成20年		2	1	1	3					3	10
平成21年	2		2	8	2		4			1	19
平成22年	4	1		8	2	1	4			1	21
平成23年	7	3	5	8	3	3	4		1	1	35
平成24年	7	3	5	8	1	4	4		2	2	36
平成25年	4	2	4	17	7	1	7		3	5	50
不明							3				3
合計(件)	25	14	18	53	19	9	29		6	15	188

月別事故発生件数

月	人身に関する事故			施設・設備に関する事故							合計 (件)
	a-1 転落・落下	a-2 作業・操 作中の 事故	a-3 施設設備に 関する 傷害	b-1 施設・設 備の破損	b-2 施設・設 備の損傷	b-3 設備等 の落下	b-4 設備等 の動作 不良	b-5 スプリンク ラーの放 水事故	b-6 持込機 器材によ る 事故	b-7 その他	
1月		1	2	2							5
2月	2	2	4	4	1	1	3			2	19
3月	1	4	1	6	2	1	2			2	19
4月	2			3		2	2			1	11
5月	4			3	3		3			2	15
6月	2	1		4	2	1	2			1	13
7月	1	1	1	7	2	1	2		1	1	17
8月	1	1	2	7	3		4		2	4	24
9月	2			4	2		2			1	11
10月	5		2	6	1		3		1		18
11月	5	3	2	4	2	3	3			1	23
12月		1	4	3	1				1		10
不明							3				3
合計(件)	25	14	18	53	19	9	29		6	15	188

© 空間創造研究所

曜日別事故発生件数

曜日	人身に関する事故			施設・設備に関する事故							合計 (件)
	a-1	a-2	a-3	b-1	b-2	b-3	b-4	b-5	b-6	b-7	
	転落・落下	作業・操作 中の事故	施設設備に 関する傷害	施設・設 備の破損	施設・設 備の損傷	設備等 の落下	設備等の 動作不良	スプリンクラー の放水事故	持込機器 材による 事故	その他	
月	1	4	2	5	1	1	3		1		18
火	1	2	2	5	1	2	3			1	17
水		2	1	7	2	1	1			2	16
木	5	1	2	4	4		2				18
金	5			8	3	2	5		1	2	26
土	6	2	3	19	2	2	6		1	2	43
日・祝	7	3	8	5	6	1	6			7	43
不明							3		3	1	7
合計(件)	25	14	18	53	19	9	29		6	15	188
		57					131				

時間帯別事故発生件数

時間帯	人身に関する事故			施設・設備に関する事故							合計 (件)
	a-1	a-2	a-3	b-1	b-2	b-3	b-4	b-5	b-6	b-7	
	転落・落下	作業・操作 中の事故	施設設備に 関する傷害	施設・設 備の破損	施設・設 備の損傷	設備等 の落下	設備等の 動作不良	スプリンクラー の放水事故	持込機器 材による 事故	その他	
8:00~12:00	6	3	2	13	3	2	11		1	4	45
12:01~17:00	10	6	12	12	6	4	8			7	65
17:01~22:00以降	9	2	4	19	5	3	4			2	48
不明		3		9	5		6		5	2	30
合計(件)	25	14	18	53	19	9	29		6	15	188
		57					131				

© 空間創造研究所

作業状況別事故発生件数

状況	人身に関する事故			施設・設備に関する事故							合計 (件)
	a-1	a-2	a-3	b-1	b-2	b-3	b-4	b-5	b-6	b-7	
	転落・落下	作業・操作 中の事故	施設設備に 関する傷害	施設・設 備の破損	施設・設 備の損傷	設備等 の落下	設備等の 動作不良	スプリンクラー の放水事故	持込機器 材による 事故	その他	
始業				3	1		5			1	10
仕込み・準備作業		5	1	20	5	1	5		3	2	42
公演前・客入れ	1		1								2
公演中	9	1	6	9	4	4	12		3	3	51
公演後・客出し	3		5							1	9
バランス・撤収作業	4	3	2	9	5	2	1			4	30
リハーサル・練習	7	2		5		1	1				16
清掃・巡回		3	1	2	1					1	8
メンテナンス・点検・工事				3			2			1	6
その他	1		1		1		2			1	6
不明			1	2	2	1	1			1	8
合計(件)	25	14	18	53	19	9	29		6	15	188
		57					131				

© 空間創造研究所

発生場所別事故発生件数

場所	人身に関する事故			施設・設備に関する事故							合計 (件)
	a-1	a-2	a-3	b-1	b-2	b-3	b-4	b-5	b-6	b-7	
	転落・落下	作業・操作 中の事故	施設設備に 関する傷害	施設・設 備の破損	施設・設 備の損傷	設備等 の落下	設備等の 動作不良	スプリンクラー の放水事故	持込機器 材による 事故	その他	
舞台上	9	6	1	36	10	4	12		4	8	90
舞台上(迫)	1			1			3				5
舞台袖				1	1		1			1	4
舞台袖(綱元)				1							1
花道	1	1									2
オーケストラピット										1	1
奈落					1	1					2
舞台ギャラリー				1							1
スノコ					1					1	2
シーリング・フォアースポットライト室				2			2				4
調光室・音響調整室				1	1		3				5
調光器室・制御室・電気室・機械室				3			3				6
舞台裏通路・階段	1	2	1								4
楽屋	2									1	3
倉庫		2	1				1				4
搬入口									1		1
搬入用エレベーター					1		1				2
客席	5		8	4	1	2	2		1	2	25
親子室				1							1
集会室・練習室・展示室	2			1							3
ロビー・ホワイエ・通路・階段・エレベーター	4	1	5		2		1				13
外構		1		1						1	3
その他			2			2					4
不明		1			1						2
合計(件)	25	14	18	53	19	9	29		6	15	188
	57			131							

© 空間創造研究所

原因別による被害発生件数

原因	人身に関する事故			施設・設備に関する事故							合計 (件)
	a-1	a-2	a-3	b-1	b-2	b-3	b-4	b-5	b-6	b-7	
	転落・落下	作業・操作 中の事故	施設設備に 関する傷害	施設・設 備の破損	施設・設 備の損傷	設備等 の落下	設備等の 動作不良	スプリンクラー の放水事故	持込機器 材による 事故	その他	
本人不注意	21	5	12							1	39
注意喚起不足	6	1	3	1							11
安全確認不足		6	1	31	10	5			5	7	65
固定方法不備	2									1	3
老朽化・経年劣化		1	4	8	2	1	3			1	20
機器故障・不良				9			23			2	34
操作ミス				1	3				1		5
保守不備				1	2	1				1	5
器物破損・暴行			1	2	1						4
その他	1	1				2	3			1	8
不明	1				1					1	3
合計(件)	31	14	21	53	19	9	29		6	15	197
	66			131							

※事故原因は複数あるため事故件数合計(188件)よりも多い

© 空間創造研究所

設備及び場所部位ごとの事故発生件数

原因設備	人身に関する事故			施設・設備に関する事故							合計(件)	
	a-1	a-2	a-3	b-1	b-2	b-3	b-4	b-5	b-6	b-7		
	転落・落下	作業・操作中の事故	施設設備に関する傷害	施設・設備の破損	施設・設備の損傷	設備等の落下	設備等の動作不良	スプリンクラーの放水事故	持込機器材による事故	その他		
舞台機構(吊物)	1			25	5	3	1			4	39	65
舞台機構(迫)				1	1	1	1				4	
舞台機構(操作卓・回路)				3			11				14	
舞台機構(音響反射板)				3		1					4	
一文字、袖、大黒、引割、紗										1	1	
緞帳、オペラ、スクリーン・ホリゾン		1		1							2	
舞台機構(その他)							1				1	
舞台照明(灯具・コード)	1	1		7	3	2	1			2	17	25
舞台照明(操作卓・回路)				1	1		6				8	
舞台音響					1	1	2				4	4
舞台装置		1		2	2						5	28
持込機器									5		5	
備品(折りたたみテーブル)		3			1						4	
備品(台車)			1		1					1	3	
備品(高所作業台)		1									1	
備品(その他)	1	2	2		1	1					7	
ピアノ・楽器				1				2			3	44
階段・段差	18	2	5								25	
床	1	2	3								6	
客席椅子・可動客席	1		2	1						1	5	
建具		1	2								3	
建築内装	1			4							5	
エレベーター			1					2			3	10
給排水衛生				1						2	3	
電気(照明器具)			1		1						2	
電気(高圧遮断器)							2				2	
車両				1					1		2	
その他	1				1					4	5	
不明					1						1	8
人為的被害			1	2	1						4	
合計(件)	25	14	18	53	19	9	29		6	15	188	
		57					131					

© 空間創造研究所

破損設備

破損設備	人身に関する事故			施設・設備に関する事故							合計(件)	
	a-1	a-2	a-3	b-1	b-2	b-3	b-4	b-5	b-6	b-7		
	転落・落下	作業・操作中の事故	施設設備に関する傷害	施設・設備の破損	施設・設備の損傷	設備等の落下	設備等の動作不良	スプリンクラーの放水事故	持込機器材による事故	その他		
舞台機構(吊物)	1			10	1		1		1		14	63
舞台機構(迫)					1	1					2	
舞台機構(操作卓・回路)				3			12				15	
舞台機構(音響反射板)					1	1					2	
一文字、袖、大黒、引割、紗				12	5	1			1	1	20	
緞帳、オペラ、スクリーン・ホリゾン				4	1					2	7	
舞台機構(その他)				1	1		1				3	27
舞台照明(灯具・コード)				9		3	1			3	16	
舞台照明(操作卓・回路)				1	1		6				8	
舞台照明(その他)					2	1					3	
舞台音響				2	1		2			2	7	
舞台装置	1	1				1				1	4	
持込機器									2		2	12
備品				2							2	
ピアノ・楽器				1			2			1	4	
舞台床				1	1	2					4	
客席椅子・可動客席			1	2							3	
建具			1		2						3	
建築内装	1			6					2	2	11	3
エレベーター					1		2				3	
その他				1		2				3	6	
不明					1						1	7
人身事故	25	14	18								57	57
合計(件)	3	1	2	55	19	12	27		6	15	197	
		6					134					

※破損設備は複数あるため事故件数合計(188件)よりも多い

© 空間創造研究所

人身に関する事故における被害者

人身に関する事故 における被害者	人身に関する事故			施設・設備に関する事故							合計 (件)
	a-1	a-2	a-3	b-1	b-2	b-3	b-4	b-5	b-6	b-7	
	転落・落下	作業・操作 中の事故	施設設備に 関する傷害	施設・設 備の破損	施設・設 備の損傷	設備等 の落下	設備等 の動作不良	スプリンク ラの放水事故	持込機器 材による 事故	その他	
出演者・主催者	17	3	6								26
観客	4	1	10								15
その他来館者	2	2	1								5
技術スタッフ	2	6									8
その他スタッフ		1	1								2
不明		1									1
合計(件)	25	14	18								57
		57									

※施設・設備に関する事故件数は131件

© 空間創造研究所

人身に関する事故内容 被害者【出演者・主催者】

状況	発生場所	事故原因	事故原因設備	骨折	打撲・ 内出血	捻挫 脱臼	裂傷	手術	入院	リハビリ	その他	全治	破損設備	補償内容
仕込み・準備作業	その他	本人不注意	備品(その他)		●						3日		-	なし(見舞金のみ)
公演前・客入れ	舞台裏通路・階段	注意喚起不足・本人不注意	階段・段差	●			●						-	未定
公演後・客出し	ロビー・ホワイエ・通路・階段・エレベーター	本人不注意	備品(その他)	●				●	●	●			-	保険
公演中	ロビー・ホワイエ・通路・階段・エレベーター	本人不注意	階段・段差	●			●						-	なし
公演中	楽屋	本人不注意	階段・段差				●	●	101日				-	保険
公演中	楽屋	本人不注意	階段・段差				●					無傷	-	なし
公演中	舞台上	本人不注意	階段・段差	●			●						-	保険
公演中	舞台裏通路・階段	本人不注意	階段・段差				●						-	保険
公演中	舞台上	注意喚起不足・本人不注意	階段・段差	●				●	●	21~28日			-	不明
公演中	客席	注意喚起不足・本人不注意	階段・段差			●	●		3日				-	保険
公演中	舞台上	注意喚起不足・本人不注意	階段・段差	●	●								-	不明
公演中	舞台上	老朽化・経年劣化	床				●	●					-	保険
バラシ・撤収作業	舞台上	本人不注意	床	●					19日				-	保険
バラシ・撤収作業	集会室・練習室・展示室	本人不注意	階段・段差	●			●		30日				-	なし
バラシ・撤収作業	舞台裏通路・階段	本人不注意	備品(折たたみテーブル)				●						-	保険
バラシ・撤収作業	ロビー・ホワイエ・通路・階段・エレベーター	本人不注意	建具		●		●						-	建具
バラシ・撤収作業	倉庫	安全確認不足	備品(台車)	●			●						-	保険
リハーサル・練習	舞台上	本人不注意	階段・段差	●	●								-	保険
リハーサル・練習	ロビー・ホワイエ・通路・階段・エレベーター	本人不注意	階段・段差		●								-	なし(見舞金のみ)
リハーサル・練習	舞台上	本人不注意	階段・段差	●									-	なし
リハーサル・練習	舞台上	本人不注意	階段・段差		●								-	なし
リハーサル・練習	舞台上(迫)	本人不注意	階段・段差	●			●	●					-	なし
リハーサル・練習	客席	本人不注意	階段・段差		●		●		●				-	なし
リハーサル・練習	舞台裏通路・階段	本人不注意	備品(折たたみテーブル)	●									-	なし(見舞金のみ)
リハーサル・練習	舞台上	本人不注意	床								不明		-	保険
リハーサル・練習	花道	注意喚起不足・本人不注意	階段・段差	●							75日		-	保険

© 空間創造研究所

人身に関する事故内容 被害者【技術スタッフ】

状況	発生場所	事故原因	事故原因設備	骨折	打撲・内出血	捻挫・脱臼	裂傷	手術	入院	リハビリ	その他	全治	破損設備	補償内容
仕込み・準備作業	舞台上	本人不注意	階段・段差	●									-	なし
仕込み・準備作業	舞台上	安全確認不足	舞台照明(灯具・コード)				●	●					-	保険
仕込み・準備作業	舞台上	安全確認不足	備品(高所作業台)		●								-	なし
仕込み・準備作業	倉庫	安全確認不足	備品(その他)	●			●	●					-	保険
バラシ・撤収作業	舞台上	固定方法不備	舞台機構(吊物)								不明		舞台装置 舞台機構(吊物)	メーカー負担
バラシ・撤収作業	舞台上	本人不注意	備品(その他)	●									-	なし
バラシ・撤収作業	舞台上	本人不注意	階段・段差	●								1ヶ月	-	なし
バラシ・撤収作業	舞台上	安全確認不足	舞台装置			●			2日			60日	-	保険

人身に関する事故内容 被害者【観客】

状況	発生場所	事故原因	事故原因設備	骨折	打撲・内出血	捻挫・脱臼	裂傷	手術	入院	リハビリ	その他	全治	破損設備	補償内容
公演中	客席	不明	建築内装	●	●							60~90日	建築内装	保険
公演中	客席	本人不注意	客席椅子・可動客席								無傷		-	なし
公演中	客席	老朽化・経年劣化	建具								外傷なし		-	その他
公演中	客席	注意喚起不足・本人不注意	客席椅子・可動客席	●				●					-	保険
公演中	客席	老朽化・経年劣化	客席椅子・可動客席		●	●							客席椅子・可動客席	保険
公演中	客席	注意喚起不足・本人不注意	階段・段差	●			●						-	保険
公演中	花道	安全確認不足	緞帳・オペラカーテン・スクリーン・ホリゾン	●	●								舞台装置	保険
公演後・客出し	ロビー・ホワイエ・通路・階段・エレベーター	注意喚起不足・本人不注意	階段・段差	●							通院数日		-	保険
公演後・客出し	客席	固定方法不備	舞台照明(灯具・コード)								検査 検査異常なし		-	なし(見舞金のみ)
公演後・客出し	ロビー・ホワイエ・通路・階段・エレベーター	本人不注意	エレベーター										-	なし
公演後・客出し	客席	注意喚起不足・本人不注意	階段・段差	●									-	保険
公演後・客出し	客席	本人不注意	階段・段差	●					30日以上				-	なし(見舞金のみ)
公演後・客出し	客席	本人不注意	階段・段差	●									-	なし(見舞金のみ)
その他	ロビー・ホワイエ・通路・階段・エレベーター	本人不注意	床		●								-	保険
不明	客席	老朽化・経年劣化	電気(照明器具)								無傷		電気(照明器具)	なし

© 空間創造研究所

人身に関する事故内容 被害者【その他来館者・その他スタッフ・不明】

被害者	状況	発生場所	事故原因	事故原因設備	骨折	打撲・内出血	捻挫・脱臼	裂傷	手術	入院	リハビリ	その他	全治	破損設備	補償内容
その他来館者	公演前・客入れ	ロビー・ホワイエ・通路・階段・エレベーター	本人不注意	床	●									-	なし(見舞金のみ)
その他来館者	公演後・客出し	ロビー・ホワイエ・通路・階段・エレベーター	その他	その他						●				-	その他
その他来館者	清掃・巡回	外構	安全確認不足	建具				●	●					-	保険
その他来館者	清掃・巡回	ロビー・ホワイエ・通路・階段・エレベーター	注意喚起不足	床			●							-	その他
その他来館者	その他	集会室・練習室・展示室	本人不注意	階段・段差					●					-	なし
その他スタッフ	清掃・巡回	倉庫	その他	備品(その他)				●	●					-	保険
その他スタッフ	清掃・巡回	その他	器物破損・暴行	人的被害	●			●						-	不明
不明	仕込み・準備作業	不明	老朽化・経年劣化	備品(折りたたみテーブル)				●					4日	-	なし(見舞金のみ)

© 空間創造研究所

人身に関する事故 a-1 転落・落下 具体例

	例1	例2	例3	例4
月	11月	11月	5月	10月
曜日	木	土	金	日・祝
時間帯	12:01~17:00	12:01~17:00	8:00~12:00	8:00~12:00
状況	公演中	公演中	リハーサル・練習	公演前・客入れ
発生場所	舞台上	舞台上	舞台上（迫）	舞台裏通路・階段
事故原因	注意喚起不足・本人不注意	本人不注意	本人不注意	注意喚起不足・本人不注意
被害者	出演者・主催者	出演者・主催者	出演者・主催者	出演者・主催者
怪我の程度	骨折・打撲・内出血	骨折・裂傷	骨折・裂傷・手術	骨折・裂傷
事故原因設備	階段・段差	階段・段差	階段・段差	階段・段差
事故の詳細	前方が確認できない衣装を着けて踊り、舞台前方端に気付かずそのまま客席に転落（リハーサル時は衣装を外し行っていた）	暗転中、雑壇上を移動していたところ本人が平台を踏み外して舞台床面に転落（2尺8寸）。転換中に本人を救出し、公演はそのまま続行。	本番同様に舞台を暗くし、迫り上がりで歌手が登場するリハーサルをしていた。スタッフが迫りの前に立ち、出演者が侵入しないよう注意していたが、被害者が暗い中で動いてしまい、誤って4~5メートル降りていたところに転落した。転落後すぐに照明をつけ、迫りを舞台面に上げた。	催事に出演するために楽屋に行く途中誤って奈落に通じる階段に進入。階段をふみはずし転落。舞台上手は開演準備のため照明を落としており、奈落に通じる階段の存在を確認できなかった模様。また、立入禁止の表示がなく、奈落の電灯も点いていなかった。階段入り口にロープを張り、関係者以外立入禁止の看板をつけた。進入防止のためゲートを付ける予定

© 空間創造研究所

人身に関する事故 a-2 作業・操作中の事故 具体例

	例1	例2	例3	例4
月	3月	6月	7月	11月
曜日	水	火	日・祝	月
時間帯	12:01~17:00	8:00~12:00	不明	12:01~17:00
状況	公演中	仕込み・準備作業	バラシ・撤収作業	仕込み・準備作業
発生場所	花道	舞台上	舞台上	舞台上
事故原因	安全確認不足	安全確認不足	本人不注意？	安全確認不足
被害者	観客	技術スタッフ	技術スタッフ	技術スタッフ
怪我の程度	打撲・内出血・捻挫・脱臼	裂傷・手術	骨折・全治1ヶ月	打撲・内出血
事故原因設備	舞台機構（吊物）	舞台照明（灯具・コード）	階段・段差	備品（高所作業台）
破損設備	舞台装置	-	-	-
事故の詳細	緞帳と舞台装置が接触していることに気が付かず緞帳を上昇させたことにより舞台装置が客席側に倒れた。	舞台2階部分に仮設で仕込んでいた照明器具をスタンドごと移動しようとした際に、灯体のコネクタと舞台面から立ち上げていたケーブルのコネクタが外れケーブルが落下し、フロアで作業していたスタッフの頭部に当たった。	複数階層構造の袖パネルにおいて各層の梯子開口部をふさぐ開閉式の床が開いていたが、誤って足を踏み入れ落下。足元をよく確認せずに、開口部が閉まっていると勘違いした。開口部など危険箇所にトラテープを貼り目立つようにした。	パネル転倒防止用にバトンからワイヤーで吊り点を取るため、高所作業台を使用。アウトリガー4本の装着が原則だが、パネルに近づくために3本で使用することを劇場側承認。使用しなかったアウトリガーをプラットホームに引掛けたまま上昇。運転後に落下。床でバウンドしたアウトリガーがスタッフに当たり軽い打撲を負った。やむなくアウトリガーを使用しない場合は、劇場スタッフが保管する。転倒防止、移動補助のために高所作業台のプラットホームの下側にいるアルバイトには必ずヘルメットを着用させ、常に上部を注意するよう指導する。

© 空間創造研究所

人身に関する事故 a-3 施設設備に関する傷害 具体例

	例1	例2	例3
月	12月	2月	8月
曜日	日・祝	日・祝	月
時間帯	17:01～22:00以降	12:01～17:00	8:00～12:00
状況	公演後・客出し	公演後・客出し	清掃・巡回
発生場所	ロビー・ホワイエ・通路・階段・エレベーター	ロビー・ホワイエ・通路・階段・エレベーター	その他
事故原因	本人不注意 ?	本人不注意 ?	器物破損・暴行
被害者	観客	出演者・主催者	その他スタッフ
怪我の程度	検査・異常なし	骨折・手術・入院・リハビリ	骨折・裂傷
事故原因設備	エレベーター	備品（その他）	人為的被害
事故の状況	<p>扉が開くときに扉に接触していた子どもの指が、扉とともに移動しエレベーター本体と扉との隙間に挟まれた。病院で診察を受けたが、診断結果は「異常なし」であった。保守業者に連絡して点検を依頼したが、不具合はなく隙間も法定基準以内であったため、当事者の不注意と判断した。エレベーター開閉時の注意事項の貼紙はすでに貼ってあったため、他に対策はしていない。</p>	<p>出演者として参加していた人が舞台発表終了後出口に向かったところ、出口ドアを固定していた重りにつまずいて転倒し、右大腿骨を骨折した。重りを撤去。重りの使用を中止した。備え付けストッパーを修理し設置。</p>	<p>危機管理専門員が館内を警備中、子どもを対象とした会場において不審者が徘徊しているとの通報を受理。不審者を発見し、行動確認中停止を求めたところ突然暴行を受けた。防犯カメラを6台設置し、録画をできるようにした。不審者等の異常を発見した場合は、単独行動をせずに2人以上の複数で対応をするようにした。</p>

© 空間創造研究所

施設・設備に関する事故 b-1 施設・設備の破損 b-2 施設・設備の損傷 b-3 設備等の落下 具体例 ①

	例1	例2	例3	例4
月	3月	8月	10月	4月
曜日	木	土	月	日・祝
時間帯	12:01～17:00	8:00～12:00	17:01～22:00以降	不明
状況	仕込み・準備作業	仕込み・準備作業	バラシ・撤収作業	仕込み・準備作業
発生場所	舞台上	舞台ギャラリー	舞台上	舞台上
事故原因	安全確認不足	安全確認不足	安全確認不足	保守不備
事故原因設備	舞台機構（吊物）	舞台機構（吊物）	舞台機構（吊物）	舞台機構（吊物）
破損設備	舞台照明（灯具・コード）	舞台機構（吊物）	舞台機構（吊物）	舞台機構（吊物）
事故の状況	<p>バトンに吊ったパネルが下降時に空気抵抗を受けて前側にあおられ、パネル吊り込みワイヤーが照明器具と接触し破損。</p>	<p>袖幕バトンの両端をギャラリーにロープで固定していたにも関わらず、バトンを上昇させロープが断裂。バトン湾曲。</p>	<p>鎮枠の下に舞台道具を放置したままバトンを操作。鎮枠が下降した際、道具に接触し停止。ワイヤーが大きく膨らみ操作不能の状態になった。翌日保守業者にワイヤーの調整をしてもらった。</p>	<p>リハーサル前に緞帳の上げ下ろしをしていたところ、異様な音がしてワイヤーが切れた。ワイヤーがきちんと滑車に乗っていなかったためと思われる。</p>

© 空間創造研究所

施設・設備に関する事故 b-1 施設・設備の破損 b-2 施設・設備の損傷 b-3 設備等の落下 具体例 ②

	例5	例6	例7	例8
月	5月	6月	10月	11月
曜日	土	土	土	火
時間帯	17:01～22:00以降	不明	17:01～22:00以降	17:01～22:00以降
状況	バラシ・撤収作業	リハーサル・練習	不明	バラシ・撤収作業
発生場所	舞台袖（綱元）	舞台袖	舞台上	奈落
事故原因	操作ミス	安全確認不足	安全確認不足 ?	保守不備
事故原因設備	舞台機構（吊物）	舞台機構（吊物）	舞台機構（吊物）	舞台機構（迫）
破損設備	舞台機構（吊物）	舞台照明（灯具・コード）	舞台機構（一文字幕・袖幕・大黒幕・引割幕・紗幕）	舞台機構（迫）
事故の状況	綱元の手動操作が遅れウェイトを制止できず落下。ウェイトが破損。	バトン上昇中、バトンに設置した電源ケーブルが舞台上に設置してあったスピーカーを引っ掛け、スピーカーが転倒。そのスピーカーが照明器具2台に接触し転倒、照明器具1台が破損。	バトンに吊り込んでいた黒紗幕が、風圧であおられたまま降ろされ下にあった舞台セットにかかり黒紗幕が大きく破れた。空調機による風の流れと、舞台セットの位置との関係が事故につながった。	大迫を支え上下させる4本の柱のうちの1本が外れて崩落。それに連鎖しもう1本が外れ、大迫りが奈落の途中で停止状態となった。マニュアルに記載されている潤滑油とは違う性質の潤滑油が使われており、装置が作動不良を起こした可能性が極めて高いと思われる。

© 空間創造研究所

施設・設備に関する事故 b-1 施設・設備の破損 b-2 施設・設備の損傷 b-3 設備等の落下 具体例 ③

	例9	例10	例11	例12
月	9月	6月	7月	5月
曜日	月	月	金	火
時間帯	8:00～12:00	不明	12:01～17:00	8:00～12:00
状況	メンテナンス・点検・工事	始業	仕込み・準備作業	公演中
発生場所	舞台上	舞台上	調光室・音響調整室	舞台上
事故原因	機器故障・不良 ?	老朽化・経年劣化 ?	機器故障・不良	老朽化・経年劣化
事故原因設備	舞台機構（操作卓・回路）	舞台機構（緞帳・オペラカーテン・スクリーン・ホリゾント）	舞台照明（操作卓・回路）	舞台照明（灯具・コード）
破損設備	舞台機構（吊物） 舞台機構（操作卓・回路）	舞台機構（緞帳・オペラカーテン・スクリーン・ホリゾント）	舞台照明（操作卓・回路）	舞台照明（灯具・コード）
事故の状況	バトン不具合調査修正作業中にバトンが落下。舞台上には仕込み中でもありスタッフの行き来が多く、またすぐ奥のバトンにはピーカーも仕込んでいた事もあり、一つ間違えば大事故につながる状況にあった。幸い怪我人等は無かった。何らかの形でモーターのブレーキが開放され自重による自然落下。	無人時、緞帳を吊っていたちぢ紐が経年劣化のため剥離し緞帳が落下した。	舞台上のパッチ盤からの回路をDMXスプリッターに接続すると、回路が焼損。舞台上のパッチ盤に接続していた照明機材から過電流が流れたことが原因と考えられる。	サスペンションライトより破裂音が聞こえ、電球が破損。劣化や負荷により、電球内のフックの破損やフィラメントの溶断が起こり、不安定な状態のフィラメントがバルブ（ガラス部分）に接触し破裂したものと思われる。

© 空間創造研究所

施設・設備に関する事故 b-1 施設・設備の破損 b-2 施設・設備の損傷 b-3 設備等の落下 具体例 ④

	例13	例14	例15	例16	例17
月	6月	4月	7月	3月	10月
曜日	日・祝	土	土	月	金
時間帯	12:01~17:00	17:01~22:00以降	不明	12:01~17:00	12:01~17:00
状況	公演中	公演中	バラシ・撤収作業	清掃・巡回	公演中
発生場所	舞台袖	その他	舞台上	舞台上	客席
事故原因	安全確認不足	その他	注意喚起不足	老朽化・経年劣化	器物破損・暴行
事故原因設備	舞台照明（灯具・コード）	舞台音響	舞台装置	建築内装	人為的被害
破損設備1	舞台機構（一文字幕・袖幕・大黒幕・引割幕・紗幕）	その他	舞台機構（一文字幕・袖幕・大黒幕・引割幕・紗幕）	建築内装	客席椅子・可動客席
事故の状況	袖幕が照明スタンドに巻き付き、灯具の熱で袖幕が焦げ付く。袖幕の一部（40cm四方）を焦がしただけで、発火までは至らず。	本番中、突然関係のない大音量が約1分程度会場内に流れた。職員が司会用に使用していたワイヤレスマイクの混信によるものと判断し、即座にワイヤレスマイクの入力信号を音響操作卓で遮断したが、お客様へ演奏会に支障が出るとともに、録画業者の収録にこの音が入った。	パネルが袖幕に干渉しており破損した。タテ90センチ、横2メートルにわたり、破れて取れていた（取れた幕は見当たらなかった）。破損が発覚したときは、公演終了後3日後だったので、ツアースタッフに連絡しても取り合ってもらえなかった。	舞台職員が舞台施設準備をしていた時、床に物が落下する音がしたため確認すると、3~4cm程度のコンクリート破片が見つかった。経年劣化で、その子上部の梁よりコンクリート破片が剥離して落下した。	本番中に、男児が水筒で座席ナンバープレートを叩いたところ、ひびが入った。それを見た隣の男子生徒が面白がり、自分の前列のプレートを叩いてひびを入れた。その後2人でもう1枚ずつ叩いたところ、そのうちの1枚が粉碎した。

© 空間創造研究所

施設・設備に関する事故 b-4 設備等の動作不良 具体例

	例1	例2	例3
月	8月	6月	9月
曜日	日・祝	日・祝	日・祝
時間帯	8:00~12:00	8:00~12:00	12:01~17:00
状況	始業	公演中	公演中
発生場所	調光室・音響調整室	調光室・音響調整室	舞台上
事故原因	老朽化・経年劣化	機器故障・不良	機器故障・不良
事故原因設備	舞台照明（操作卓・回路）	舞台照明（操作卓・回路）	舞台機構（操作卓・回路）
破損設備	舞台照明（操作卓・回路）	舞台照明（操作卓・回路）	舞台機構（操作卓・回路）
事故の状況	前日夜までは正常動作であったが、本番当日、朝から舞台照明操作卓が起動しない故障が発生したため、主催者と打合せし、準備していた内容で照明演出をすることができなかった。当日、保守業者に修理を依頼。作業が開始できたのが開演10分前頃。原因が特定できて部品交換が完了したのは、本番が既に終了しており撤収作業中であった。	開演と同時にシーンの変更操作を行ったところ作動せず。各演舞の照明の演出変化が不可能となった。調光操作卓用制御部内CPU基盤などに原因不明の動作不良が発生。老朽化が原因と考えられる。	幕開けの際、緞帳が上がらなくなった。公演途中での終演を余儀なくされコンサートを中止した。緞帳のモーターを制御するインバーターの故障。保守点検業者へ連絡し復旧作業を試みたが直らず。緞帳のモーターを制御するインバーターの交換、インバーターを介さずモーターに直結し緞帳の作動ができるようバックアップ装置を設置した。

© 空間創造研究所

施設・設備に関する事故 b-6 持込機器材による事故 具体例

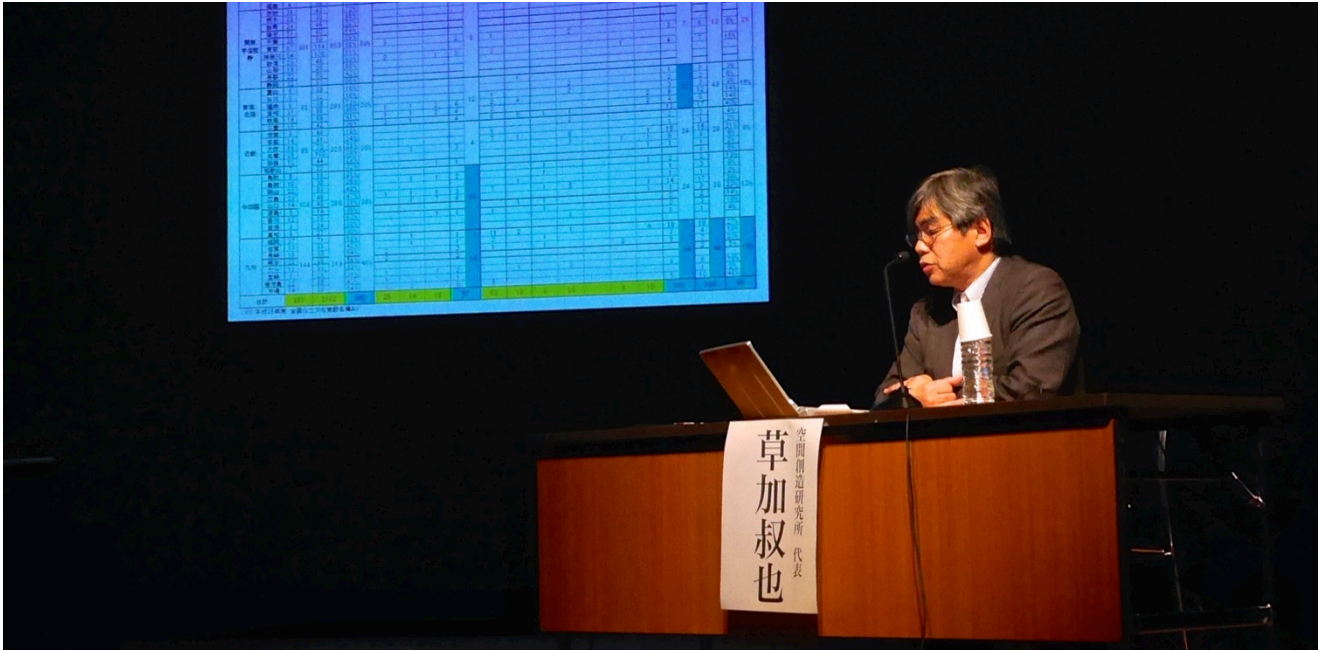
	例1	例2
月	12月	7月
曜日	金	不明
時間帯	不明	不明
状況	仕込み・準備作業	公演中
発生場所	客席	舞台上
事故原因	安全確認不足	安全確認不足
事故原因設備	持込機器	持込機器
破損設備	建築内装	舞台機構（一文字幕・袖幕・大黒幕・引割幕・紗幕）
事故の状況	<p>持込みバッテリーと、それにつないだケーブルがショートし、客席通路で火花が発生。金属の溶けたものが床に散らばり、焦げて数箇所穴が開いた。施設の舞台スタッフがバッテリーからケーブルを抜いて火花はすぐにおさまった。ケガ人はなし。床の穴は注意してみなければわからない程度のため、貸館は通常通り行った。貸館に影響の出ない期間に持込業者負担で床の張り替えを行った。</p>	<p>本番中割幕の開閉を行った際、割幕前に吊られていた持込みの機材に引っかけて割幕の破損。（約1mの破れが2ヶ所）公演終了後に乗込み業者から申告があり発見、確認。乗込み側で応急的に補修。</p>

© 空間創造研究所

施設・設備に関する事故 b-7その他 具体例

	例1	例2	例3
月	2月	7月	8月
曜日	不明	水	金
時間帯	不明	12:01~17:00	12:01~17:00
状況	メンテナンス・点検・工事	清掃・巡回	公演中
発生場所	スノコ	オーケストラピット	客席
事故原因	本人不注意	老朽化・経年劣化	機器故障・不良
事故原因設備	その他	その他	給排水衛生
破損設備1	舞台機構（緞帳・オペラカーテン・スクリーン・ホリゾン）	建築内装	その他
事故の状況	<p>すの子の作業中に工具が落下、落下中に絞緞帳にあたり、緞帳が幅3メートルほど斜めに裂ける。また掃除機も破損。</p>	<p>集中豪雨により、客席1階の床及びオーケストラピットに雨水が浸水。当日は、講演中であつたが、客席内への雨水浸水に舞台職員がすぐに気がつき、一旦休憩とし、会館職員、貸館職員等により、雑巾等で応急処置を行った。それ以後の館内点検時に、オーケストラピットへの浸水を確認したので、水中ポンプ等で排水を行った。雨水排水管及び雨水枡の修繕を実施した。</p>	<p>客席で異臭がするとの連絡を受けステージ総括者が進行の中断を決定。約21分間中断。重油を地下タンクに補給した際に排気された揮発成分がホール空調吸気口に流入したものと思われる。</p>

© 空間創造研究所



改修中のコスモシアター「改修現場と改修後の操作室見学等」

概要（講師による説明）

会館改修は、現在どの会館も大きな課題となっております。今回、貝塚市民文化会館が行ってきた改修を事例に説明いたします。

改修前に「状況」「用途」「要点」「現状」などの打合せを重ね、改修作業へ至るまでの過程や、改修のポイントなどを紹介いたします。

なお、改修後の現場状況および、ワイヤー改修作業現場の見学も実施いたします。各会館の今後の参考にして頂ければと思います。

講師



山形裕久（貝塚市民文化会館 館長）

1953年生まれ。新人発掘テレビ番組のディレクターや、有名アーティストのコンサートツアーの演出・舞台監督、舞台美術などを多数手がけ、財団法人貝塚市文化振興事業団へ。市民参加型のミュージカル&芝居、アーティスト支援やボランティア育成、ロビー活性化などをテーマにユニークな事業を手がける。また、ハークリー音楽大学との単位交換制度提携校の甲陽音楽学院においてPA・レコーディング専攻科を開講し、舞台芸術主任として17年にわたり講師を務めるなど、後進の育成にも実績を残す。震災ボランティアとしても活動し、震災遺児孤児のためのケア・ハウス「希望の家」の発起人でもある。現在、一般財団法人貝塚市文化振興事業団専務理事・館長・劇場総監督/音楽プロデューサー。貝塚市吹奏楽団顧問、コスモ混声合唱団顧問、芸術文化活動支援員、日本劇場技術者連盟副理事長、日本舞台監督協会・日本音響家協会・日本照明家協会会員。公共文化施設舞台芸術研究会（SASA）を主宰する。



児島章一（PAC West）

<舞台担当>

平成4年株式会社パシフィックアートセンター入社、逆瀬川アピアホール常駐業務。平成8年青年海外協力隊にてパプアニューギニアにおいて舞台技術指導。平成10年大阪近鉄劇場常駐業務以後、河内長野市ラブリーホール常駐業務、技術部において各種イベントに参加、中之島演劇祭2006舞台管理担当、神戸アートビレッジセンター常駐業務。平成22年より貝塚市民文化会館常駐業務。



藤尾佳代（PAC West）

<照明担当>

平成16年株式会社パシフィックアートセンター入社、河内長野市ラブリーホール常駐業務。その後、技術部において各種イベントに参加、平成21年大阪市立咲くやこの花中学校・高等学校にて裏方講座における照明部門講師を現在も継続中。平成23年より貝塚市民文化会館常駐業務。



小野勝司 (PAC West)

<音響担当>

平成1年株式会社エード入社、各種イベントに参加。第1回泉州国際市民マラソン音響プラン及びオペレート、阪神高速道路開通記念マラソン等多数従事。平成13年より貝塚市民文化会館常駐業務。



庄司至 (ヒビノ)

1965年生まれ。1985年音響工学の専門学校を卒業、同年に設備会社に入社、AV設備の営業・現場施工関係担当。1994年ヒビノ株式会社に入社、主に設備関係のシステム設計・現場施工に従事。大阪短期大学大ホール音響設備・企画・設計・施工、NHK大阪録音スタジオ改修・施工、ふれあい港館ミュージアム内シアター映像・音響設備・設計・施工、防府市青少年科学館太陽のシアター立体音響設備・企画・設計・施工、一心寺シアター音響設備改修・設計・施工、貝塚市民文化会館音響設備改修・設計・施工、新東芝科学館多目的ホール音響映像設備・設計・施工など担当。



荻野龍 (パナソニックESエンジニアリング)

1965年生まれ。1988年松下電工エンジニアリング株式会社(近畿支店)入社(現:パナソニックESエンジニアリング株式会社)施行管理担当、約300件の現場管理を行う。ユニバーサルスタジオジャパンの開業に伴い、パナソニックグループの演出照明設備の責任者として各アトラクションをはじめパーク内の照明設備を納入、その後、営業職を経て調光事業担当として現在に至る(現在、本社総合企画部全社調光事業担当部長兼東京支店システム営業部部長)。貝塚市民文化会館・富田林市市民会館・神戸文化ホール(改修)、京都コンサートホール、和歌山県立文化会館(改修)、TAKARAZUKA1000day's劇場、フェスティバルリサイタルホール(改修)、ホテルオークラ神戸、リーガロイヤルホテル(改修)、三井ガーデンホテル奈良、京都ホテル(改修)、大阪花の博覧会、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン、小淵沢リゾナーレ音楽の森など担当。



伊藤孝二 (三精工事サービス)

1980年生まれ。2007年三精工事サービス株式会社名古屋支店入社。安城市民会館・半田市福祉文化会館・名鉄ホール・辰野町民会館・恵那文化センター・文化センターサンアートの吊物設備改修・更新工事を現場代理人・主任技術者として担当。平成25年度、貝塚市民文化会館の舞台吊物ワイヤー取替工事を主任技術者として担当。



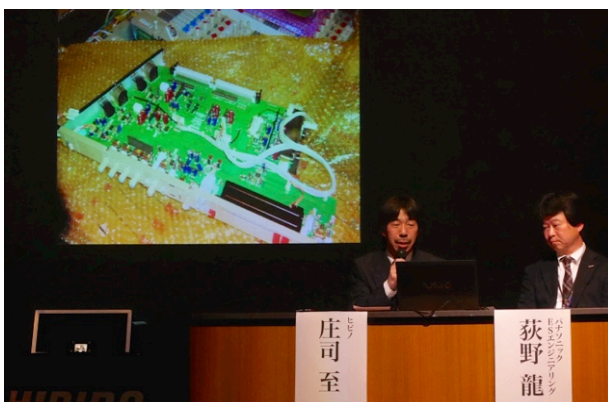
照明調光卓改修経緯を説明



館長より改修の方針・経緯・進捗状況等を説明



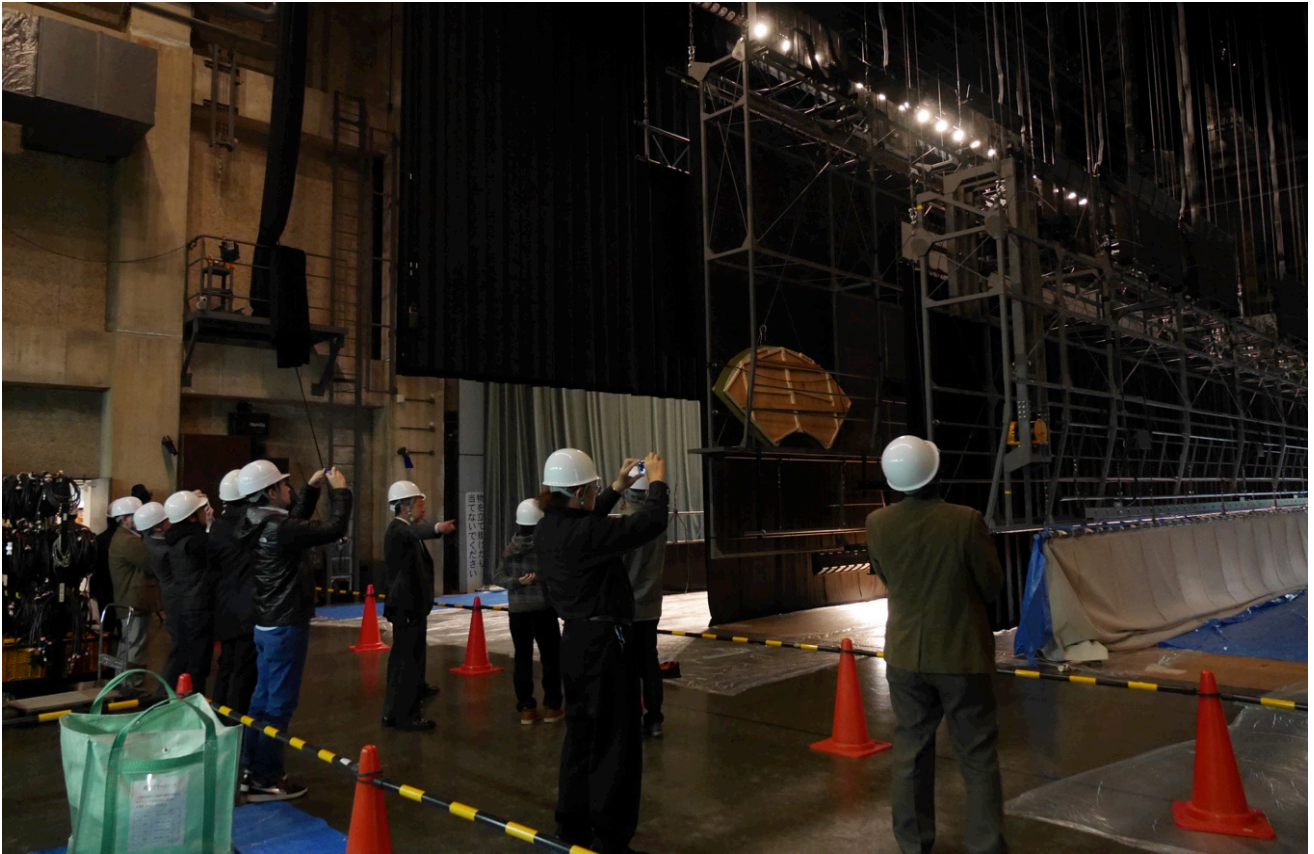
館スタッフより改修の方針・経緯等を説明



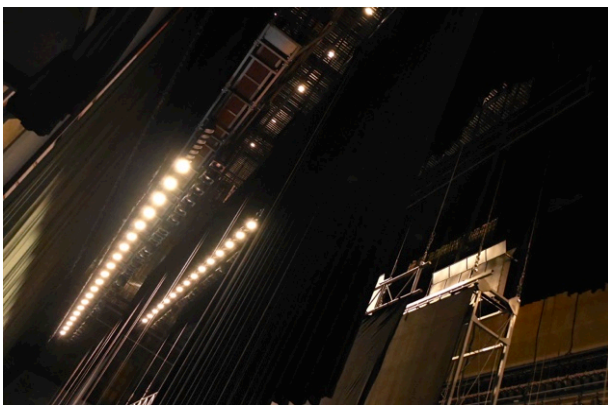
音響設備（卓）改修方針検討経緯を説明



防護柵設置・ワイヤーロープ交換等の改修を説明



改修現場見学（舞台袖より）



改修現場見学（吊物・ワイヤーロープを望む）



改修現場見学（簀の子上）



改修現場見学（ワイヤーロープ交換現場）



改修現場見学（ワイヤーロープ交換の状況説明）

技術実習1 電源→音響・照明 ノイズ等と関連性の探究・対応

概要（講師による説明）

「音塾®」は音づくりの知識やノウハウを学ぶためにTOAが提供している講座である。キーワードは“実践”。机上の理論だけでなく、実際に聴いて、体験することで、音に関する経験を得ることを最大の狙いとしている。

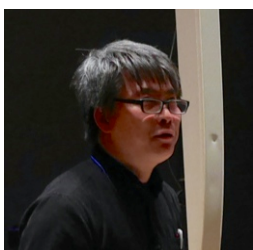
「音塾®」は理論を実践で学ぶ参加体験型プログラムである。「機器ではなく音を買っていただく」、「機器を使った結果、そこから聞こえる『音』が大切」に基づいている。企業理念である「音を買って頂く」ため何が必要か、何をしなければならないのか実践的に経験し音に関する経験を得る。また、人材発掘、後進育成の場とし、いわゆる「匠」の発掘・伝承をはかる。

講師



松本 泰（TOA）

1959年神戸市生まれ、1982年TOA株式会社入社。2004年高知工科大学大学院工学研究科修士課程終了、2007年高知工科大学大学院後期博士課程単位取得退学。現在、TOA『音塾®』塾長エンジニアリング部主幹。映像メディア学会、日本音響学会、日本音響家協会正会員。防災士（No. 066963）。『Z-Drive』等のプロサウンドサウンド機器の開発・設計・事業戦略を担当。フィールドエンジニアリング部隊「サウンドポケット」にてFFT音響計測調整システムを構築し音響計測調整を担当。現在、音作りの知識やノウハウを学ぶための講座『音塾®』を運営し、受講者は全世界で1500人に上る。最近は長距離高性能スピーカ『ホーンアレイスピーカ』を開発し防災音響に取り組む。防災士でもある。

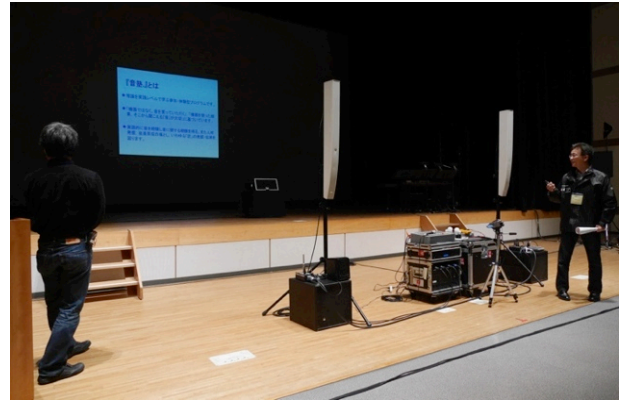


前川幸豊（一般社団法人 日本音響家協会 西日本支部）

1962年和歌山市生まれ、1983年大阪写真専門学校（現ビジュアルアーツ専門学校大阪）音響芸術学科卒業。1985年 有限会社井上音響企画 入社。1986年 財団法人吹田市文化振興事業団 入社。事業課舞台係 音響に配属され現在、事業課長代理。2005年 有限責任中間法人（現一般社団法人）日本音響家協会西日本支部支部長を務め現在に至る。日常業務に加え、日本音響家協会会員として近畿地区公立文化施設技術職員研修会の講師及び研修内容のコーディネート協力などを行う。2008年社団法人全国公立文化施設協会より特別功労賞を授与。2014年第11回上方の舞台裏方大賞を授与。



「音塾」全体セッティング



「音塾」とは何か、音作りのための人作り



電位を測りライブとニュートラルを確認する



音響におけるアース（グランド）の意味を解説



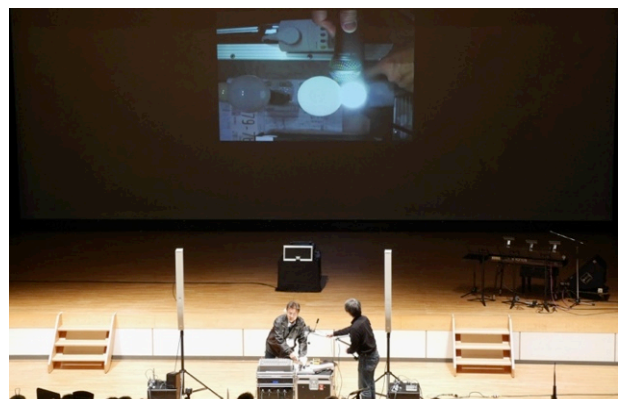
受講者は舞台上へ、機器間の電位差を測る



ミキサーのガードを外してノイズを発生させる



LED球によるノイズ発生の実験

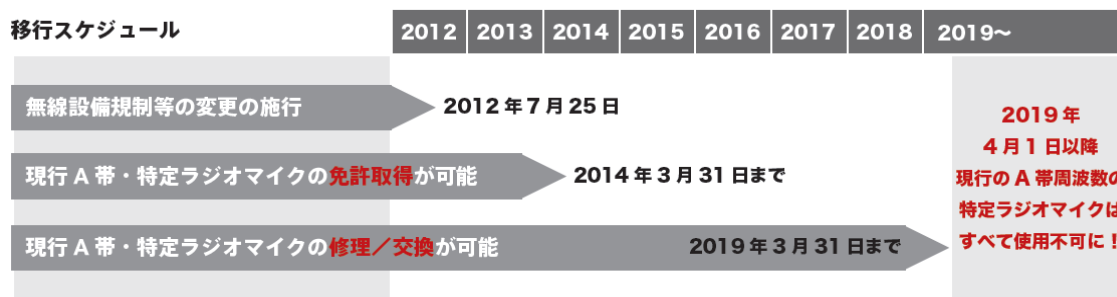


LED球ノイズ対策有無の差を確認

技術実習2 新周波数帯域へ移行する特定ラジオマイク（ワイヤレス）の検証 ～各メーカーの新周波数対応機器のプレゼンテーションと試聴テスト～

概要（講師による説明）

公立のホールで現在使われているワイヤレスマイクシステムは、A型（770～806MHz:特定ラジオマイク）とB型（806～810MHz）に大別される。特に現行のA型の特定ラジオマイクは、「周波数再編アクションプラン」でTVホワイトスペース帯（470～710MHz）と特定ラジオマイク専用帯（710～714MHz）及び1.2GHz帯への周波数移行が決まり、現在はすでに移行期間に入っている。このA型ラジオマイクは、ミュージカル、コンサート、イベント等に必要不可欠な機器であり、陸上移動局の免許と運用調整機関によって混信保護された唯一のワイヤレスマイクシステムである。今回の検証では、新周波数に対応した最新の特定ラジオマイクを同一条件で聴き比べられるため、終了促進措置や改修でのシステム選定に役立ててもらいたい。



講師



渡邊邦男（一般社団法人 日本舞台音響家協会 理事長）

1951年栃木県出身。帝国劇場を中心に、演劇・ミュージカルの舞台音響プランを学ぶ。現在、新国立劇場の音響・映像を統括し、演劇からバレエ・オペラまで幅広い分野での音響デザインを手がけるとともに、日本舞台音響家協会理事長として業界の発展や舞台音響家の育成に力を注いでいる。主な作品には、日本側の音響を担当した『ミス・サイゴン』を筆頭に、『二都物語』『エリザベート』『太平洋序曲』『わが町』『軍人たち』など多数。（公財）新国立劇場運営財団技術部音響課長、一般社団法人日本舞台音響家協会理事長、特定ラジオマイク利用者連盟理事、日大芸術学部・武蔵野音楽大学非常勤講師。



加藤 明（一般社団法人 日本舞台音響家協会 事務局長）

2003～2006年: 名古屋コミュニケーションアート専門学校講師、2005年1～11月: 「愛地球博」EXPOドーム音響主任、2007年～2012年: 名古屋芸術大学音楽創造学科非常勤講師。主たる作品《オペレート》ソニーロリンズ、ライオネルハンプトンオーケストラ、カウントパーシーオーケストラ、アートブレーキー。《サホート》ジルベルベコー、シャルルアズナブール、クインシージョンズ、ジョーコッカー、コーラスライン、シンリジー、レゲエサンズブラッシュ。《プラン》昭和天皇在位50年、平成天皇在位10年式典、平安遷都1200年、企業コンベンション・TV放送局歌謡祭各種。《音の壁を造らないシリーズ》ソニーロリンズジャパンツアー2003年～、小松原庸子（新国立劇場）・岡本倫子スペイン舞踊団（東京芸術劇場）、月と死神「劇団クセックとフラメンコのコラボレーション」（名古屋市能楽堂）、名古屋開府400年「伝統の音と舞」、「全国青少年長唄まつり」「越中八尾おわらの夕べ東別院」「岡本倫子スペイン舞踊団」「スィングバンド武豊」日本舞台音響家協会理事事務局長、一級舞台機構調整技能士（音響）。



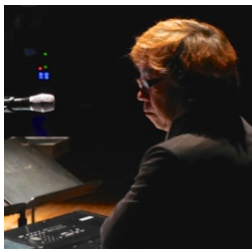
泉 里沙 (ソリスト)

NHKうたのおねえさんとしてデビュー。現在、ミュージカルカンパニーイツフォーリーズの個性派女優として、迫力のある歌声を活かしながら多くの舞台で活躍。また、俳優業だけでなく、舞台の歌唱指導や振付のスタッフとしても数々の作品に参加している。更に子どもから大人までに対するワークショップや、司会、イベントなども積極的活動。主な舞台出演作品として、東宝「ベガーズオペラ」やイツフォーリーズ公演「ファールブル昆虫記」「たましいのうた」など、キャラクターを活かした役作りで評判を得ている。



滝浦光一 (ソリスト)

ブロードウェイライン・カンパニー所属。東京音楽大学附属高等学校でオーボエを専攻、コンサート活動を始める。卒業後、楽器演奏を得意とするミュージカル俳優としてデビュー。まだキャリアは少ないものの、幅広い音域とびのあるファルセットがこれからの舞台でも大きな期待を持たれている。主な出演作品として島田歌穂さんとミュージカル「蝶々さん」、ミュージカル「ペテン師と詐欺師」、NHKラジオドラマ「僕たちの宇宙船」などがある。



吉田さとる (編曲・ピアニスト)

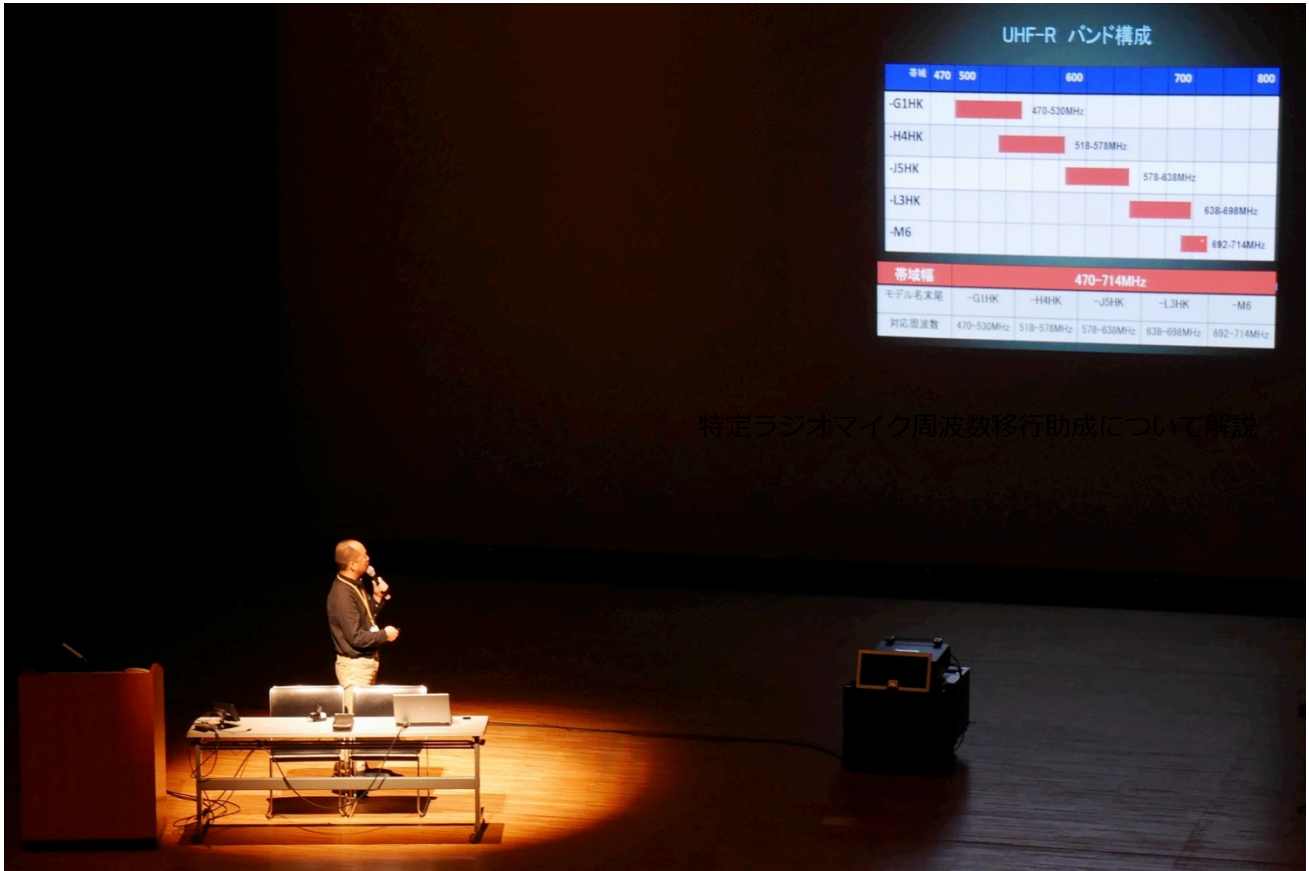
武蔵野音楽大学音楽学部器楽学科（トロンボーン専攻）卒。警視庁音楽隊のトロンボーン奏者と専任アレンジャーを経て、デュークエイセスなどのツアーメンバーに参加。2009年よりイツフォーリーズの専属音楽監督となり、現在ミュージカルを中心に創作活動中。キーボードでの一人オーケストラが演奏できるマルチプレイヤーであり、ヴォーカルもこなすミュージシャンとして活動の幅を広げている。主な作曲作品としてミュージカル「天切り松」、「女たちのジハード」、「青空の休暇」など。

Be in Voices (コーラス)

1992年大阪音楽大学在学中に結成。20年のキャリアに相応しい高い音楽性と洗練されたハーモニー、抜群のチームワークによる親しみやすいライブステージは幅広い年齢層に支持され多くのコンサートを成功させている。オリジナル曲をはじめ、あらゆるジャンルによる豊富なレパートリーは500曲を超える。海外公演も多数行い。2006年発表の「未来ノオモイデ」は韓国のインターネット配信チャート1位を獲得する。「歩き出した僕たち」は銚子マリーナ国際トライアスロンのテーマソングに起用される。各メンバーは管楽器奏者としても活動しており、NHK教育テレビ「シャキーン!」やドラマ化・映画化され話題となった「妖怪人間ベム」ではコーラスと楽器演奏を担当した。2008年にはNHK「ハングル語講座」にゲストとして出演、2012年には結成20周年コンサートを伊丹アイフォニックホールで開催するなど、活動の幅を着実に広げている関西を代表する実力派アカペラグループ。

青山玲子 (Soprano)、見掛綾子 (Alto)、泉かずしげ (Tenor)、ユン ファソン (Baritone)





特定ラジオマイク周波数移行助成について解説

各マイクメーカーによるプレゼンテーション



特定ラジオマイク周波数移行について解説



特定ラジオマイク周波数移行助成について解説



マイク聴き比べテスト用のシステムを解説



1.2GHz帯についても解説



実演によるマイク聴き比べのためのシステム



テスト手順を解説



ソロ及びコーラスでテスト



オリジナル編曲の同一曲の反復で音質を比較



歌いながら舞台～客席間を移動し安定性を確認

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「指針」が 舞台技術に与える影響

概要（講師による説明）

2012年6月、これまで法的な根拠がなかった劇場、音楽堂に関して、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(通称:劇場法)」が制定された。これにより、劇場、音楽堂に対しては、「新しい広場」「世界への窓」といった様々な公益的な使命を担うことが期待されるとともに、単なる「舞台と客席を持つ『建物』」ではなく、「専門的人材が配置された『機関』」として位置付けられることになった。このように定義すれば、当然ながら人材の充実が大きな課題となる。そこで、第13条では、国や地方自治体に対して、制作者、技術者、経営者、実演芸術家等の専門的能力を有する人材養成を求めるとともに、職員の資質の向上を図るために、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施等の措置を講ずることを求めている。しかし、博物館法が学芸員の配置を定めているのとは異なり、劇場法は具体的な規定を行ってはいない。それぞれの劇場、音楽堂が何を指し、どのような体制でそれに臨むのかについては、設置者や運営者の主体性に任せ、文部科学大臣が定める「指針」によってゆるやかに誘導する枠組みになっている。しかし、自主事業であれ、貸館であれ、劇場・音楽堂が質の高いサービスを提供し、公益的な使命を達成していくためには舞台技術の充実は不可欠となる。劇場法の下で、我が国の舞台技術をめぐる状況にどのような変化が起こり得るのか。劇場法の特徴を踏まえつつ、検討してみたい。

講師



片山泰輔（静岡文化芸術大学教授）

日本大学大学院修了、同大学助手、文化庁文化部非常勤職員(第二国立劇場担当)、ベルリン自由大学演劇研究所 (DAAD奨学生)、ベルリン・ドイツオペラ及びシャウビューネ劇場技術部研修員等を経て現職。設計・計画協力に関わった主な劇場:東急Bunkamura、新国立劇場、愛知芸術文化センター、つくばカピオ、新潟市民芸術文化会館、なら100年会館、静岡コンベンションアーツセンター、大社文化プレイス、ビッグハート出雲、KunstlinieAlmere、まつもと市民芸術館、台中メトロポリタンオペラ、上田市交流文化芸術センター・市立美術館。主な著書（編共著）:「劇場・コンサートホール」、「地域に生きる劇場」、「音楽空間への誘い」

「劇場、音楽堂の活性化に関する法律」及び「指針」が舞台技術に与える影響

静岡文化芸術大学教授／大学院文化政策研究科長
片山泰輔

公立文化施設整備と制度の変遷

地方自治法における「公の施設」

- 1963年(昭和38年)の改正
 - 「公の施設」の規定
 - 管理委託制度
- 1991年(平成3年)の改正
 - 利用料金制度(1991)
 - 「第三セクター」
- 2003年(平成15年)の改正
 - 指定管理者制度

指定管理者制度下の公立文化施設

指定管理者制度の特徴

- 管理者の範囲の拡大
- 期間の設定
- 議会決定
- 「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」に導入できる。

指定管理者制度下で生じた問題

- 「経費削減」のみを目的とした導入
- 雇用の不安定化

「劇場法」制定への動き

文化芸術振興基本法(2001.12)

第一次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(2002.12)

- ・「法的基盤の整備」の記載

第二次基本方針(2007.2)

- ・同様の記載

<しかし>

具体的な動きにつながらず

民主党政権下での急展開

第三次基本方針(2011.2)

- ・「早急に具体的な検討を進める」

劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会(2010.12)

- ・11回の検討会

「劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ」(2012.1)

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」制定(2012.6)

検討プロセスにおける論点

非公式な議論と論争

- ・国による劇場・音楽堂の階層化？
- ・「劇団」支援vs「劇場」支援

「検討会」における検討

- ・関係者へのヒアリング
 - ・公益社団法人日本照明家協会 吉井澄雄氏 等
- ・「法整備」は本当に必要？

「劇場法」の特徴

「公益性」の明確化

- ・ 愛好家の「私益」ではなく、文化権保障と公共財

「施設」から「機関」へ

人材重視

- ・ ただし、「資格制度」は設けず

分権的性格

- ・ 設置者、運営者の自主性、主体性重視

「指針」によるゆるやかな誘導

「劇場法」がもたらす変化

理想形

- ・ 公益性重視
- ・ 「施設」から「機関」
- ・ 人材育成
- ・ 指定管理者制度の適切な運用

ただし、設置者次第

- ・ 拘束力なし

理想の劇場、音楽堂に向けて

補助金等による誘導

- ・ 劇場・音楽堂向け補助金等の質的・量的変化

劇場・音楽堂自身による発信

- ・ 公益達成の使命をもった「機関＝経営体」として、ステークホルダーへ働きかけ
- ・ 「アートマネジメント」の確立
 - ・ 「事業(公演)」のマネジメントから、「機関(劇場・音楽堂)」のマネジメントへ
 - ・ 「技術者」→「経営者」へ

■ 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針

(平成 25 年文部科学省告示第 60 号)

目次

前文

第 1 定義

第 2 設置者又は運営者の取組に関する事項

- 1 運営方針の明確化に関する事項
- 2 質の高い事業の実施に関する事項
- 3 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項
- 4 普及啓発の実施に関する事項
- 5 関係機関との連携・協力に関する事項
- 6 国際交流に関する事項
- 7 調査研究に関する事項
- 8 経営の安定化に関する事項
- 9 安全管理等に関する事項
- 10 指定管理者制度の運用に関する事項

第 3 国、地方公共団体の取組等に関する事項

- 1 国の取組に関する事項
- 2 地方公共団体の取組に関する事項
- 3 その他の関係機関の協力に関する事項

本指針は、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、設置者又は運営者が、実演芸術団体等、国及び地方公共団体並びに教育機関等と連携・協力しつつその設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性を明らかにすることにより、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするものである。

劇場、音楽堂等は、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものである。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、また、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として、また、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や、国際化が進む中で国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する「世界への窓」になる役割も期待されており、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。また、劇場、音楽堂等で創られ、

伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、新たに創り続けていくことが求められる。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

本指針は、こうした諸課題を克服し、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ることを目的として、設置者又は運営者が取り組むべき事項を定めるものである。

なお、本指針は、劇場、音楽堂等をめぐり新たな課題等が生じた場合には、適時にこれを見直すこととする。

第 1 定義

この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第 2 設置者又は運営者の取組に関する事項

1 運営方針の明確化に関する事項

劇場、音楽堂等を設置する者（以下「設置者」という。）は、法前文に示された趣旨を踏まえつつ、劇場、音楽堂等の事業の実施を通じて、その設置する劇場、音楽堂等の設置目的を適切に実現することが求められる。このため、設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営方針を長期的視点に立って明確に定め、同方針の内容に応じ、劇場、音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者、劇場、音楽堂等の事業に参加する者その他の劇場、音楽堂等を利用する者（以下「利用者」という。）、実演芸術団体等その他の国民又は住民（以下「利用者等」という。）に同方針を周知し、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じ同方針を適切に見直すよう努めるものとする。なお、地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等については、各地方公共団体が定めた文化芸術振興のための条例・計画等に則しつつ、同方針を定める必要がある。

2 質の高い事業の実施に関する事項

(1)設置者又は劇場、音楽堂等を運営する者（以下「運営者」という。）は、法第 3 条に規定する劇場、音楽堂等の事業の全部又は一部について、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実施する事業を適切に決定するよう努めるものとする。また、実施することを決定したそれぞれの事業については、創造性及び企画性の高い事業、特色のある事業、利用者等のニーズ等に対応した事業その他の質の高い事業として実施するよう努めるものとする。

劇場、音楽堂等の事業の企画及び実施に当たっては、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 実演芸術の公演を企画し、実施した実績が相当程度ある劇場、音楽堂等においては、創造性及び企画性がより高く、かつ、特色のある実演芸術の公演を実施し、

その成果を広く国内外に発信すること。

イ ア以外の劇場、音楽堂等にあつては、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態や利用者等のニーズ等を勘案しつつ、創造性及び企画性を要する実演芸術の公演を試行するなどの姿勢が求められること。

ウ 実演芸術の公演を行う者の利用に供する事業の実施に当たっては、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえるとともに、利用者等のニーズ等を十分に勘案すること。

エ 年齢や障害の有無等にかかわらず、より多くの利用者が実演芸術の公演を鑑賞できるように、字幕を表示した公演を実施するなどの様々な工夫や配慮等を行うこと。

(2)設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の事業について、適切な評価基準を設定し、毎年の利用状況等の短期的な視点のみならず実演芸術の水準の向上や地域の活性化への貢献などの長期的な視点も踏まえた評価を適切に実施するよう努めるものとする。さらに、設置者は、劇場、音楽堂等の事業の評価結果と当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性を検証し、評価結果を事業内容の見直しに適切に反映させるよう努めるものとする。評価の実施に当たっては、設置者は、利用者等の視点に配慮するとともに、定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意する必要がある。

3 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

(1) 設置者又は運営者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営を適切に行うため、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実演芸術の公演等を企画制作する能力、舞台関係の施設・設備を運用する能力、組織・事業を管理運営する能力、実演芸術を創造する能力その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する人材（以下「専門的人材」という。）の養成を行うよう努めるものとする。このため、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等及び大学等と連携・協力し、実践的な知識及び技術を習得するための研修その他の養成のための機会を設けるとともに、人材交流を行うよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、次の事項に留意する必要がある。

ア その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的を実現し、運営方針を踏まえた劇場、音楽堂等の事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設にあつては、指導者の派遣、研究会の開催等により、自らの専門的知見を広く他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に提供すること。

イ ア以外の劇場、音楽堂等にあつては、必要な専門的人材が配置されている劇場、音楽堂等との継続的な連携・協力関係を構築することにより、専門的助言を得られる体制を確保すること。

ウ その設置又は運営する劇場、音楽堂等と大学等との連携・協力に当たっては、実践的な知識及び技術の効果的な習得を重視すること。このため、劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等の専門的人材が劇場、音楽堂等の施設等も活用しつつ、大学等における授業を行うことなどの取組を行うこと。また、学生が劇場、音楽堂等において専門的な業務を体験する効果的なインターンシップの実施を検討するとともに

に、将来的には連携大学院制度等の活用等も検討すること。

- (2)設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材の範囲の特定、確保の方法、職制等を明確にし、専門的人材を配置するとともに、各自の能力を十分に発揮し得る職場環境を確保するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的を実現し、運営方針を踏まえた劇場、音楽堂等の事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設にあっては、より質の高い事業を継続的に実施する観点から、年齢構成に配慮しつつ、分野ごとに必要な専門的人材を適正に配置すること。また、劇場、音楽堂等の事業を管理運営する能力を有する専門的人材を配置するに当たっては、質の高い事業を実施するため、各事業間相互の連携が図られるよう配慮すること。

イ ア以外の劇場、音楽堂等にあっては、必要な専門的人材が配置されている劇場、音楽堂等から必要に応じて専門的な助言・協力を得つつ、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材を配置する優先順位、配置方法等を検討するとともに、職制を整理し、専門的人材の効果的な配置及び充実を図ること。

- (3)設置者又は運営者は、その設置する劇場、音楽堂等を適切に運営するため、関係機関と連携・協力しつつ、職員の資質の向上を図る研修等を行うよう努めるものとする。

4 普及啓発の実施に関する事項

- (1)設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等が実施する普及啓発のための事業について利用者等に周知し、関係事業を適切に実施するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 実演芸術の公演等の鑑賞機会の提供にとどまらず、利用者が参加する取組を行うこと。その際には、利用者の実演芸術に対する関心及び実演芸術に関する活動に取り組む意欲を引き出し高めるよう工夫すること。

イ 利用者等に対し、実演芸術に親しむ機会を広く提供するため、積極的に実演芸術の公演等の鑑賞機会を設けるとともに、教育機関、福祉施設、医療機関等の関係機関と連携・協力しつつ、年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの様々な取組を進めること。

- (2)設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等を活用し、特に児童生徒等に対して質の高い実演芸術に触れる機会を提供するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 地方公共団体その他の学校の設置者、教育機関及び実演芸術団体等との間に意見交換等の場を設けるなどして、地域全体で児童生徒等を対象とした質の高い実演芸術に触れる機会を充実する取組を行うこと。

イ 実演芸術団体等と連携・協力し、学校を訪問して実演芸術の公演を行うなどの取組を行うこと。

5 関係機関との連携・協力に関する事項

設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の活性化を図るため、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、教育機関等との連携・協力を積極的に進め、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性に留意しつつ、長期にわたり相互に利点を楽しむ効果的な連携・協力関係を構築するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 連携・協力する内容を当事者間であらかじめ十分に協議し、必要に応じ、合意した事項を協定等の形で文書化し、定期的に連携・協力する内容の見直しを行うこと。

イ 近隣に所在する機関同士との連携・協力にとどまらず、所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関との間でも連携・協力を行うこと。この場合において、特定の事業の領域において高い実績を有する劇場、音楽堂等にあつては、当該事業の領域における専門的知見を他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に積極的に提供するなど、広域的に支援を行う役割を果たすことが望まれること。

ウ 利用者に対しより質の高い実演芸術の公演を鑑賞する機会を提供する観点から、他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供その他の取組や情報交換を行うとともに、施設の効果的な活用等について検討すること。

エ 国立劇場及び新国立劇場にあつては、実演芸術に関する高度の専門的知見の提供など他の劇場、音楽堂等と積極的に連携・協力する方策について検討すること。他の劇場、音楽堂等にあつては、国立劇場及び新国立劇場が有する専門的知見の活用などの連携・協力について検討すること。

6 国際交流に関する事項

設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的、運営方針、実態等を勘案しつつ、実演芸術に関する国際交流を推進するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、次の事項に留意する必要がある。

ア その設置又は運営する劇場、音楽堂等の所在する地域に居住する外国人、訪日外国人旅行者等との交流を図る取組を行うこと。

イ 必要に応じ、海外の劇場、音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力し、人的交流や情報交換を行うほか、一定期間地域に滞在し創造活動を行う芸術家の受入れ等を行うこと。

ウ 必要に応じ、海外の劇場、音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力して、海外公演の実施、国内への公演の招致、国際共同制作等を行うこと。

7 調査研究に関する事項

設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の充実を図るため、実演芸術の動向、事業の効果、利用者等のニーズや評価等に関する調査研究機能の強化

に努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施等を通じて得た知見等を他の劇場、音楽堂等に積極的に提供したり、他の劇場、音楽堂等と共同して調査研究を行ったりするなど、他の機関との連携・協力を推進すること。

イ 必要に応じ、実演芸術に関する豊富な知見等を有する大学等、国立劇場、新国立劇場、実演芸術団体等その他の関係者との連携・協力を推進すること。

8 経営の安定化に関する事項

(1)設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に当たって、国民又は住民の実演芸術に対する関心を高め、利用者の拡大を図るための工夫を行うよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 利用者等のニーズや評価等に関する調査研究の成果を、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に適切に活用すること。

イ その設置又は運営する劇場、音楽堂等の社会的意義及び事業内容について積極的に広報等を行うことにより、国民又は住民の実演芸術に関する理解の増進並びに当該劇場、音楽堂等及びその行う事業についての支持の拡大に努めること。

ウ 普及啓発のための事業を積極的に実施することにより、劇場、音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者の育成を図ること。

エ 観光、社会福祉等の分野の機関との連携・協力を図り、より多様で効果的な劇場、音楽堂等の活用を図ること。

(2)設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の経営の安定化を図るため、当該劇場、音楽堂等の事業の質を維持することを前提に、多様な財源を確保するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 公的助成事業若しくは民間助成事業による助成金又は政策金融機関若しくは民間金融機関による融資等を活用すること。

イ 法人及び個人からの寄附金の活用を図ること。

ウ 賛助会員の制度等の構築及び運用を図ること。

(3)設置者又は運営者は、利用者等から日常的に寄せられる要望等に対応するための体制を整えるとともに、要望等の内容を積極的に把握・分析し、適切な対応策を講じるよう努めるものとする。

9 安全管理等に関する事項

(1)設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等が安全かつ快適な施設として維持管理されるよう、施設・設備の定期的な保守点検等を適切に行うよう努めるものとする。

特に、経年劣化した施設・設備の改修等については、設置者において計画を立て着実に実施するとともに、設置者と運営者との間で、それぞれの責任を明確にし、適切な分担を図るよう努めるものとする。

(2) 設置者又は運営者は、質の高い事業の実施と施設・設備の安全管理との両立を図る観点から、事業を安全に実施し得る環境を確保するための安全管理に係る規程を整備し、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の職員に徹底するとともに、施設・設備の安全管理を適切に行い得る体制の整備に努めるものとする。この場合において、設置者又は運営者は、実演芸術の公演等の企画制作や舞台関係の施設・設備の運用を行う団体、実演芸術団体等、劇場、音楽堂等の関係団体が連携・協力して作成する劇場、音楽堂等の安全管理に関する基準等を参考とすることも考えられる。

(3) 設置者又は運営者は、避難、救助その他の災害応急対策及び災害復旧等の非常時における対応についてあらかじめ検討し、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 非常時においても劇場、音楽堂等の業務を適切に執行することができるよう、優先業務を選定するとともに、事業継続体制や他の劇場、音楽堂等との連携・協力体制等を整えること。

イ 災害時において一時的に被災者を受け入れることにも配慮すること。

10 指定管理者制度の運用に関する事項

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設である公の施設の管理運営について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、それぞれの施設の設置目的を効果的に達成するため、設けられたものである。

指定管理者制度により劇場、音楽堂等の管理運営を行う場合には、設置者は、創造性及び企画性が劇場、音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき、事業内容の充実、専門的人材の養成・確保、事業の継続性等の重要性を踏まえつつ、同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努めるものとする。

この場合において、設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 劇場、音楽堂等の機能を十分発揮するため、質の高い事業を実施することができる専門的な知識及び技術を有する指定管理者を選定すること。このため、指定管理者を公募により選定する場合には、適切な者を選定できるよう、選考基準や選考方法を十分に工夫すること。

イ 優れた実演芸術の公演等の制作、有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要するという劇場、音楽堂等の特性を踏まえ、適切な指定管理期間を定めること。

ウ 指定管理者が実演芸術の公演を企画し、実施する場合には、これを円滑に実施できるようにその実施方法等を協定等に適切に位置付けるなど配慮すること。

エ 指定管理者が劇場、音楽堂等の事業を円滑に行うことができるよう、指定管理者との間で十分な意思疎通を図ること。

第 3 国，地方公共団体の取組等に関する事項

1 国の取組に関する事項

国は，法前文の趣旨を踏まえるとともに，法第 1 条に規定された目的を達成するため，法各条の規定に基づき，次の事項について適切な対応を行うものとする。

- ア 劇場，音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し，実施する役割を果たすよう努めること。
- イ 設置者又は運営者，実演芸術団体等その他の関係者及び地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。
- ウ 必要な助言，情報の提供，財政上，金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。
- エ 国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため，次に掲げる施策その他必要な施策を講ずること。
 - (ア) 独立行政法人を通じて劇場，音楽堂等の事業を行うこと。
 - (イ) 地方公共団体が講ずる劇場，音楽堂等に関する施策，民間事業者が行う劇場，音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場，音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。
- オ エのほか，地方公共団体及び民間事業者に対し，その求めに応じて，我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うための必要な知識又は技術等の提供に努めること。
- カ 外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに，我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため，我が国の劇場，音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずること。
- キ 国民がその居住する地域にかかわらず等しく，実演芸術を鑑賞し，これに参加し，又はこれを創造することができるよう，2 エに基づき地方公共団体が講ずる施策，民間事業者が行う劇場，音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場，音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずること。
- ク 制作者，技術者，経営者，実演家その他の劇場，音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し，及び確保するとともに，劇場，音楽堂等の職員の資質の向上を図るため，劇場，音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進，研修の実施その他の必要な施策を講ずること。
- ケ 劇場，音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため，教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。
- コ 法に基づく施策を実施するに当たっては，国民の理解を得るよう努めること。
- サ 学校教育において，実演芸術を鑑賞し，又はこれに参加することができるよう，これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

2 地方公共団体の取組に関する事項

地方公共団体は，法前文の趣旨を踏まえるとともに，法第 1 条に規定された目的を達

成するため、法各条の規定に基づき、次の事項について適切な対応を行うものとする。

ア 自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めること。

イ 設置者又は運営者、実演芸術団体等その他の関係者及び国と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

ウ 必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。

エ 地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずること。

オ 制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずること。

カ 劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。

キ 法に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めること。

ク 学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

3 その他の関係機関の協力に関する事項

法前文の趣旨を踏まえるとともに、法第1条に規定された目的を達成するため、本指針に定める事項を設置者又は運営者、国及び地方公共団体が実施するに当たっては、実演芸術団体等、教育機関等は積極的に協力することが求められる。

■ 地方自治法

(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

第十章 公の施設

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求

め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 1 1 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- 2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

■ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(平成二十四年六月二十七日法律第四十九号)

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法 の基本理念にのっとり、劇場、

音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充

実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

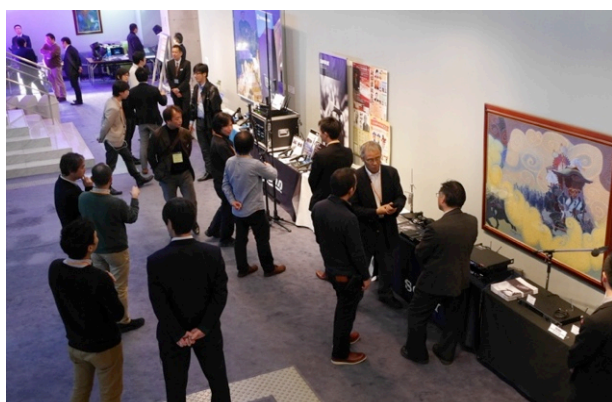
会場風景、開講式・閉講式



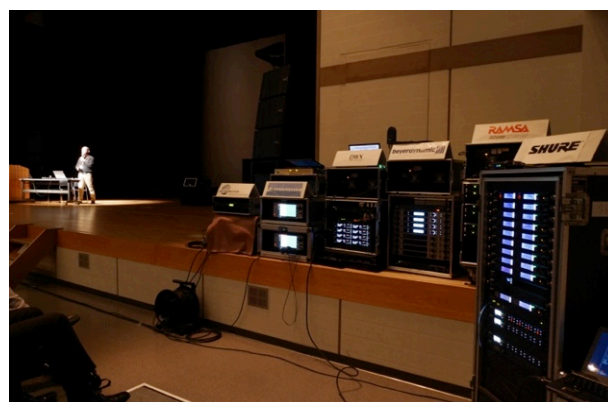
3月5日 開場時



3月5日 開講式 貝塚市 副市長 砂川豊和



3月6日 メーカーによる展示 (会場：ホワイエ)



3月6日 各社ワイヤレスマイク受信機



3月6日 受講者と講師 (プログラム4終了時)



3月7日 閉講式 (公益社団法人 全国公立文化施設協会 松本辰明 専務理事兼事務局長)

平成25年度 全国劇場・音楽堂等技術職員研修会2014 報告書

発行日 2014年3月
編集・発行 公益社団法人 全国公立文化施設協会
〒104-0061
東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館4階
TEL. 03-5565-3030
TEL. 03-5565-3050

編集・協力 株式会社 文化科学研究所
印刷 株式会社 ケイアール

表紙デザイン agata studio

DVD制作 有限会社 ミューズイメージ

DVDジャケット貼り付け位置

実際の紙パッケージは13cm角ですが
このガイドラインは少し小さめの
12.8cm角にしてあります。

紙パッケージは、上端と左端のガイドラインに
沿って貼っていただければOKです。

